

令和3年第3回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年9月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 原 田 健 資	2番 武 澤 豪
3番 北 上 正 弘	4番 後 藤 修
5番 坂 東 重 夫	6番 藤 本 功 男
7番 笠 井 安 之	8番 中 野 厚 志
9番 笠 井 一 司	10番 川 人 敏 男
11番 横 原 伸	12番 松 村 幸 治
13番 吉 田 稔	14番 木 村 松 雄
17番 阿 部 雅 志	18番 出 口 治 男
19番 原 田 定 信	20番 三 浦 三 一

欠席議員（1名）

14番 森 本 節 弘

会議録署名議員

10番 川 人 敏 男 11番 横 原 伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市 長 藤 井 正 助	副 市 長 町 田 寿 人
副 市 長 春 木 尚 登	教 育 長 高 田 稔
企画総務部長 坂 東 孝 一	市 民 部 長 矢 田 正 和
健康福祉部長 寺 井 加代子	産業経済部長 岩 野 竜 文
建設部長 川 野 一 郎	水 道 部 長 藤 野 芳 大
会計管理者 岩 佐 賢 二	教 育 部 長 石 川 久
危機管理局長 吉 川 和 宏	企画総務部次長 稲 井 誠 司
市民部次長 大 森 章 司	健康福祉部次長 小 松 隆
産業経済部次長 森 克 彦	建設部次長 高 田 敬 二
教育部次長 瀧 川 靖 治	教育部次長 森 友 邦 明
吉野支所長 伊 坂 好 史	土成支所長 相 原 繁 喜
阿波支所長 林 英 司	水道部次長 大 塚 清

農業委員会事務局長 松 村 栄 治
財 政 課 長 大 倉 洋 二

監査事務局長 野 崎 順 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪 尾 正

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課主事 林 穂奈美

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（松村幸治君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ笠井一司君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 9番笠井一司、志政クラブの代表質問をいたします。久々の代表質問となりましたので、よろしくお願ひいたします。

代表質問でございますので、議会開会日の市長の行政報告にありました阿波市の直面している問題や市政の重要課題について4点質問しようと思います。

まず、第1点目は、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

全国的には、昨年の1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、連日その感染者の状況がマスコミで取り上げられ、現在では第5波となる感染拡大や東京都などでは度々緊急事態宣言が出されている状況でございます。幸いにして、我々の身近なところでは感染拡大は起こっておりませんが、外航や外出の自粛など、生活や経済活動に大きな支障を来しております。一方で、5月からワクチン接種が始まっています。

そこで、阿波市における感染の状況や影響、対策、見通しなど、新聞で知る程度しか分かりませんので、阿波市での状況をご説明願いたいと思います。

1点目は、阿波市内における感染者の状況、感染者、発症者、重症者はどうなっているのか。できれば感染者数の推移、年齢構成、感染経路なども詳しく教えていただきたいと思います。

2点目は、感染者について、医療機関の対応はどのように行われているのか。

3点目は、ワクチン接種の状況はどうなっているのか。

4点目は、阿波市として感染拡大防止対策としてどのような措置を取ってきたのか。

以上、お願いいいたします。

○議長（松村幸治君）　吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君）　おはようございます。

志政クラブ笠井一司議員の代表質問の1問目、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応について、幾つか質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の阿波市内における感染者の状況はどのようにになっているのかについて答弁させていただきます。

県内の新型コロナウイルス感染者の状況につきましては、徳島県保健福祉部の資料を基に、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部が発表しております。前日のPCR検査分を翌日の13時頃に年代、性別、職業、さらに速報値の感染経路や症状が発表されておりますが、退院や死亡等の経過報告はされておりません。9月7日現在、県内の感染者は累計で2,942人となり、そのうち本市の感染者は累計で74人となっております。市内では、令和2年11月13日に最初の感染者が確認されて以降、年代別では50代と20代が14人、70代と30代が9人、10歳未満が8人の順となっており、月別では本年8月が41人と一番多く、次いで5月の10人、4月の8人となっております。

また、本市に関係するクラスターとしては、県内31例目、児童等利用施設関連クラスターが8月4日に認定され、職員や利用者、その家族など累計で26人の感染者が確認されました。現在は収束に向かっている状況であります。

次に、4点目の阿波市として感染拡大防止対策としてどのような措置を取ってきたのかについて答弁させていただきます。

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最少にすることを目的として、令和2年2月26日に市長を本部長とする阿波市新型コロナウイルス対策本部を設置しているところでございます。その運営いたしましては、特別職、部長、次長級を本部員として新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、これまで45回の本部会議を開催し、国や県の動向に合わせてその都度市としての対応を協議検討し、市民の皆様への情報提供に努めているところでございます。

市民の皆様に対し、新型コロナウイルスの正しい知識や感染拡大防止対策として3密の

回避、消毒、手洗い、うがい、せきエチケットやマスク着用の基本対策の重要性など、音声告知機、ケーブルテレビ、ホームページを活用し広く周知いたしました。また、ケーブルテレビやユーチューブにより市長メッセージを動画配信しております。

一方、とくしまアラートや感染の状況に応じて、市民の皆様のご理解、ご協力により小・中学校の休業、福祉、文化、体育施設などの休館や使用停止、時間短縮などの対策を行いました。さらに、認定こども園や放課後児童クラブの児童並びに小・中学生全員と妊婦の方を対象にマスクの配布を行うとともに、昨年4月には当時品薄状態であったアルコール消毒液の代用品としまして、市給食センターで生成した電解次亜水を4月から12月までの間に3,800件を超える方へ配布したところでございます。

現在のところ、飲食店の皆様には県から営業時間短縮の要請を行い、第4波の感染拡大期間に当たる4月16日から5月31日まで、また今回の第5波、最大警戒期間では8月27日から9月12日までの間、営業時間の短縮のご協力をいただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） おはようございます。

志政クラブ笠井一司議員の代表質問の1問目、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応について、2点目の感染者について医療機関の対応はどのように行われているのかについてと、3点目のワクチン接種の状況はどうなっているのかについてご質問いただいております。順次答弁させていただきます。

まず、2点目の感染者について医療機関の対応はどのように行われているかについてでございますが、感染者の医療機関への対応は県の管轄となっており、答弁につきましては県に確認した内容となっております。新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、その感染者の方が直接県の指示に従い行動することとなります。原則、病状に応じて入院または宿泊療養することとなっており、療養先の調整は徳島県入院調整本部が行っております。感染者が多数出ている場合などにおいては、入院、宿泊療養の決定に時間を要する場合があり、軽症、無症状で安定している方については、宿泊施設で療養をお願いすることとし、宿泊療養中の状態の観察を行い、少しでも状態が悪くなるような場合は改めて病院へ転院し治療を行うこともあると聞いております。

現在、新型コロナウイルスそのものに効く抗ウイルス薬はまだ確立されていませんが、

治療の方法としてウイルスによる熱やせきなど症状の緩和を目指す対症療法を行います。具体的には、解熱剤や鎮咳薬の投与や点滴などが実施されています。また、肺炎を起こした場合は、酸素投与や人工呼吸等を行うこともあります。

退院基準については、国の退院基準に基づき、感染性が消失したと医師による判断があった場合、退院、宿泊療養終了となるとお聞きしております。

次に、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応について、3点目のワクチン接種の状況はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の効果は、感染そのものを防ぐ感染予防や万が一感染した場合でも症状が出るのを防ぐ発症予防の効果があるほか、重症化の予防といった効果があり、さらに社会全体を守る集団免疫ができると言われています。

現在の本市におけるワクチン接種の状況についてですが、8月17日から接種対象年齢を12歳以上としており、接種対象となる全ての年代の皆様に接種を進めているところでございます。接種率については、9月6日現在で1回目のみ接種を終えている方の接種率は21%、2回接種済みの方は56%となっており、少なくとも1回だけでも接種を行っている方の接種率は77%となっております。このペースで接種が進みますと、2回目接種済みの方の接種率は、本市が想定している75%を超える見込みとなっております。現在、第3弾の接種を行っているところですが、9月10日から第4弾となる受付予約を実施し、9月19日から接種を開始したいと考えております。今後も、接種を希望する全ての市民の方が2回目の接種を11月末までに完了、そしてできるだけ前倒しに引き続き取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ただいまご答弁をいただきました。市内の新型コロナウイルスの感染者は、これまでの累計で74名、発症者や重症者については情報が入っていないので不明であること、年齢別では50代、20代が多く、月別では先月8月が26名のクラスターが発生したため41人と一番多く、そのクラスターも現在では収束に向かっているということのようです。

医療機関の対応については、感染症法により感染者が直接県の保健所の指示に従い、行動、治療することになっており、詳しい状況については不明の模様でございます。

ワクチン接種は、12歳以上の全ての年代の方を対象とし、先日の市長の行政報告にご

ざいましたが、高齢者では約90%の方が2回の接種を終えておりまして、全体ではこれまでの約56%の方が2回の接種を終えており、11月末までに希望者の接種を終えたいとのことでございます。

感染防止対策として音声告知機やケーブルテレビ、動画配信等により新型コロナウイルスの正しい知識やマスクの着用や3密の回避などの感染防止の基本事項を市民へ情報提供するほか、感染の状況に応じて市の施設の休館や利用時間の短縮、そして児童・生徒へのマスクの配布などの措置、感染が拡大した期間には飲食店の皆様に営業時間の短縮をお願いするなどの対策を取ったということで、感染者が増加しないうちにワクチン接種も順調に進んでいるようです。

聞くところによると、他市ではワクチン接種に混乱や後れも見られておりますが、阿波市では全国平均より早く進んでいるようで、理由といたしまして、私が聞いたところでは、最初は不評でありましたコールセンターというのが設けられまして、予約と接種を分けたことによって接種を行う医療機関に負担がかからなかつたこと、そして医療機関と市との間の接種状況の連絡がきちんと取られていて、ワクチンの在庫管理がしっかりと行われるため、県からのワクチンの供給が順調に行われていたからと聞いております。

阿波市内の感染の状況については、以上でおおむね分かりましたが、一方でいろいろなことで自粛を迫られ外出もままならなくなりました。市民生活にそして経済活動に大きな影響があり、中には経済的に大きなダメージを受けた方もいたと思います。

そこで、再問として5点目、今回の事態は市民の生活や経済活動にどのような影響があったのか。

6点目、経済活動等への影響に対してどのような対策を取っているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） おはようございます。

志政クラブ笠井一司議員の代表質問の1問目、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応について幾つか再問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の今回の事態は市民の生活や経済活動にどのような影響があったのかについてでございますが、昨年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全国で人と物の移動が制限され、いまだ収束しておらず、特に飲食業や宿泊業、サービス業、運輸業な

どが全国的に厳しい環境下に置かれております。

本市におきましても、感染症の拡大により、影響度に違いはありますが、飲食業をはじめとする多業種にわたり影響が出ていると阿波市商工会をはじめとした各種団体からお聞きしております。その内容の一部をご説明させていただきますと、飲食業では本年4月の時短要請により売上げが大幅に減少しており、解除後は徐々に回復が見られておりましたが、本年2回目となる時短要請でさらに厳しくなっていると不安視する声が上がっております。また、飲食業に関連して酒屋や食材提供事業者なども連鎖して影響を受けているとの声もありました。

次に、宿泊業では、少しずつではあるがお客様が戻っていただけたのに、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い8月、9月の予約キャンセルが増加しているとの声もあり、運輸業においても同様の声が聞かれました。

市としましては、現在実施している支援策の情報発信に努めるとともに、国、県の施策を注視し、さらに効果的な施策を検討し、市民生活や地域経済をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の経済活動等への影響に対してどのような対策を取っているかでございますが、先ほど答弁させていただいたように、広範囲な業界に大きな影響が及んでおり、昨年事業者の皆様に対し本市独自の支援策を行いました。主な事業としまして、阿波市事業継続応援給付金事業や阿波市がんばる事業者応援する券事業、阿波市がんばる企業応援給付金事業、さらには阿波市に泊まってほっと一息キャンペーン事業などを実施してまいりました。また、本年の事業としましては、地域経済や住民生活を支援するため、市民の皆様をはじめ登録店舗の皆様からも好評の声をいただいている応援する券事業を実施しております。応援する券の使用期限は令和4年2月28日までの長期間となっておりますので、県内の感染状況を考慮したご利用をお願いいたします。

今後も引き続き、経済活動の状況を十分に注視いたしまして、必要な施策を積極的に展開し、市内商工業事業者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 感染の拡大や営業の時間短縮によりまして、飲食業や運輸業、そして関連する酒屋や食材提供事業者に大きな影響が出ているということでございまして、市独自の支援策として事業継続応援給付金事業やがんばる事業者応援する券事業などを実

施し、市民生活や地域経済の下支えをしているとのことです。こうした事態が長期間続きますと本当に大変ですので、これからも引き続き状況を十分把握していただき、有効な施策を取っていただきたいと思います。

最後に、コロナ感染症関連の再々問として7点目、こうした事態が収束するまでの今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（松村幸治君）　藤井市長。

○市長（藤井正助君）　志政クラブ笠井一司議員の代表質問の1問目、阿波市における新型コロナウイルス感染症への対応についての再々問、こうした事態が収束するまでの今後の対応について伺いたいについて答弁をさせていただきたいと思います。

全国的に感染力の強いデルタ株が猛威を振るう中、急速に感染者が増加しております、まさに未曾有の事態となっているところでございます。現在、21都道府県での緊急事態宣言、また12県でのまん延防止等重点措置が9月12日で期限を迎ますが、医療の逼迫が続いていることなどから、首都圏を中心に延長する方向で調整が進めておられまして、大阪府など他の地域についても2週間から3週間程度延長される見通しでございます。

徳島県におきましても、8月19日、国の基準のステージ4に当たるとくしまアラート・特定警戒を発動しております、行動制限、時短要請など強い措置を実施し、感染拡大を抑え込めるよう飯泉知事のほうから県民の皆様に要請をしております。

本市でもケーブルテレビやユーチューブによりまして市長メッセージを配信させていただいております。市民の皆様には、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されている都道府県への往来については、真に必要な場合を除きまして緊張感を持って強く自粛していただけるようお願いをしているところでございます。

また、本市の新型コロナウイルス接種状況につきましては、8月17日から接種対象年齢を12歳以上としておりまして、対象となる全ての年代の皆様に接種を進めているところでございます。若年層の方でも新型コロナウイルス感染症にかかりますと、重症化や深刻な後遺症など、また家族や大切な人へ感染させる危険がありますので、正確な情報に基づいたワクチン接種のご判断をお願いしているところでございます。

一方、地域経済対策としましては、今後におきましても国や県と連携しまして、様々な交付金等々を活用しまして、一日も早く地域経済活動の着実な回復ができるようスピード感を持って取り組んでまいります。

長引くコロナ禍によりまして市民の皆様にはご不便とご心配をおかけしておりますが、この難局を市民の皆様とともに乗り越えてまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 市長からは、市民へのコロナウイルス関連の情報提供を積極的に行い、そして行動制限等により感染拡大の防止を図るとともに、影響を受けました事業者等に対しては有効な対策を取っていくということで、そしてさらにワクチン接種によりこの事態を乗り越えたいということでございます。

集団免疫が獲得されるまでは感染の発生は続くと思われますけれども、現在のところワクチン接種が順調に進んでいますので、予定どおりにいくと思われますが、できるだけ早くワクチン接種が終えられ、集団免疫によって感染が縮小し、市民生活や経済活動が正常な状態に戻るようご努力をお願いしたいと思います。

次に、第2問目に移ります。

第2問目は、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設への対応についてでございます。

令和7年に稼働が予定されている新ごみ処理施設については、令和元年に処理方式を燃料化方式とし、この3月に最有力候補地として阿波町東長峰として地元への説明を行っているところでございますが、先日の徳島新聞に大きく取り上げられておりました。うまく進んでいないのかなという記事でしたので、第1点目として、3月に新ごみ処理施設建設候補地が示されたが、まずは候補地周辺の地元の方々の理解を得ることが重要であります。これまでの地元の説明会等の状況をご説明願いたいと思います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の2問目、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設への対応についての1点目、3月に新ごみ処理施設建設候補地が示されたが、まずは候補地周辺の地元の方々の理解を得ることが重要である。これまでの地元説明会等の状況を説明願いたいについて答弁させていただきます。

令和7年8月稼働予定の新ごみ処理施設につきましては、阿波市阿波町、市場町と板野郡の板野町、上板町において令和2年1月2日から令和3年1月29日までの約3か月間公募による建設候補地の募集を行った結果、複数の応募がありました。その後、3市町による新ごみ処理施設整備検討会において、主観的な評価を完全に排除し、客観性、合理

性、妥当性に重点を置き、特に選定要件による評価として安全・安心の確保、環境への配慮、計画的な財政運営等の19項目にわたる評価を行い、最高得点となった阿波町東長峰を最有力候補地として選定させていただいておるところでございます。

次に、中央広域環境施設組合で計画しております新ごみ処理施設の建設に当たっては、まずは笠井一司議員も申されたように、候補地周辺においてお住まいの地元の皆様のご理解をいただくことが何よりも重要であると考えております。具体的には、東長峰をはじめとする8つの自治会の皆様に対し、本年4月18日から地元説明会を開催させていただいております。4月には第1回地元説明会を開催し、経過報告並びに今後のスケジュール、新ごみ処理施設の処理方式等について説明を行いました。

続いて、5月には周辺自治会の皆様に対して先進地視察を開催し、現在燃料化方式が稼働している処理施設を見てもうるために、香川県三豊市のバイオマス資源化センターみとの視察を行い、多数の自治会の皆様の参加をいただきました。

そして、7月には第2回の地元説明会を開催し、建設候補地の選定方法と評価結果並びに周辺対策事業の実施状況及び先進地視察の状況などについて説明を行いました。

そして、先月には第2回の先進地視察を開催し、バイオマス資源化センターみとよと固形燃料の製品化を行っているエビス紙料株式会社への視察を行ったところであります。

この複数回にわたる説明会や先進地視察を通じまして、参加者の皆様からは新ごみ処理施設の整備に対する建設的な意見をいただく一方、不安や疑問等に対するご意見、ご質問もいただいたところであります。これらのご意見やご質問につきましては、中央広域環境施設組合施設管理者である市長、施設整備局の担当者、そして私のほうからも、地元の皆様に対しましてご理解いただけるよう丁寧に回答そして説明をさせていただいているところであります。今後も、引き続き地元の皆様に対しましてご理解、ご協力をいただけるよう、誠心誠意また懇切丁寧に努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） これまでに地元7つの自治会に処理方式や周辺対策事業の実施状況などにつきまして、それぞれ2回説明会を実施し、また先進地である三豊の施設にも2回視察の機会を設けて視察してもらい、不安や疑問、意見について丁寧に回答や説明をしてきたということで、今後も理解とご協力をいただけるよう努力をしたいということですので、引き続き地元のご理解を得られるまでご努力をお願いしたいと思います。

次に、もう一つの課題として、固形燃料の受入先がありますが、現在行っているごみ処理はごみを焼却する方式のため有害なダイオキシンが発生するということで、過去に風評被害の懸念も併せて大変な問題となりましたが、今回の燃料化方式ではごみ処理場では焼却しないのでごみ処理場での有害物質の発生はないわけでございますが、ごみを成形した固形燃料からは有害物質は発生しないのだろうか。それによって固形燃料の受入先にも影響が出ないかというふうに思うのでございます。

そこで、再問として、固形燃料からダイオキシン等の有害物質が発生するという懸念はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の再問、固形燃料からダイオキシン等の有害物質が発生されるという懸念はないのかについて答弁させていただきます。

議員ご質問のダイオキシン類につきましては、日本では平成11年7月12日にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、ダイオキシン類による環境の汚染防止及びその除去等を行うため、必要な規制、措置が定められております。

ダイオキシン類とは、一般にポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルがまとめてダイオキシン類と定義されております。

次に、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、そのほかにも身近なところで山火事、たばこの煙、自動車の排出ガスなどの様々な発生源があり、健康面において悪影響があるとされております。しかしながら、国が定めた環境基準値以下の場合には、そのリスクはほとんどないとされております。

また、新ごみ処理施設では、本市、板野町、上板町から排出される一般廃棄物の可燃ごみから固形燃料を製造しますが、新ごみ処理施設内では従来のごみ処理施設のようにごみを燃やさないので、ダイオキシン類は発生しません。しかし、再資源化された固形燃料を使用する受入れ側企業のボイラー等での燃焼条件次第ではダイオキシン類が発生することから、高温で完全燃焼することや排ガスを高性能集じん機で処理することにより、ダイオキシン類対策が講じられると承知しております。

現在、調査中である固形燃料の受入先においては、施設の維持管理の状況を調査し、ダイオキシン類をはじめとする物質について数値の情報を公開しており、国が定めた環境基準以下であることを確認しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ダイオキシンにつきましては、ダイオキシン類として様々な種類の物質があつて、ごみ焼却だけでなく、山火事やたばこの煙、自動車の排ガスなどにも含まれ、健康面で悪影響があるとされていますが、環境基準値以下であればそのリスクはないということでございます。

固形燃料につきましては、高温で完全燃焼することや排ガスを高性能集じん機で処理することにより除去でき、法律によりダイオキシン類による環境汚染防止のための規制が定められておりますので、受入先の燃焼施設の状況も調査し、環境基準値以下であるということを確認しているというご回答でございました。

その上で、再問として2点目、課題となっている固形燃料の受入先についてどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問3問目、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設への対応についての再々問、課題となっている固形燃料の受入先についてどのように進めていくのか伺いたいについてでございますけども、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設は、これまでの焼却処理を行ってきた燃やせるごみを固形燃料としてリサイクルし、化石燃料、特に石炭の代替燃料とすることで、全国的にも自治体の一般廃棄物ごみ処理での循環型社会の先駆けとなるものと考えております。

新ごみ処理施設では、搬入された燃やせるごみをコンクリート製のトンネルコンポスト内で微生物の力によりまして17日程度かけ生ごみ等を分解処理し、紙、プラスチック、ビニール等については分解されずに残る仕組みとなっております。その後、これらの残留物を固形燃料の原料としまして再利用いたしますが、新ごみ処理施設ではこのごみを焼却しないことから、ストーカ方式に代表されるような焼却方式に比べCO<sub>2</sub>は大幅に削減され、環境面で地球に優しい方式であると考えております。

国の試算によると、廃棄物由来の固形燃料は、化石燃料である石炭よりも大幅にCO<sub>2</sub>排出低減となり、新ごみ処理施設で製品化される固形燃料の販売先においてもCO<sub>2</sub>排出低減が期待できることから、国が推進する脱炭素化に合致するものと考えております。我が国が目標とする2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物、資源循環分野の基本的考え方である抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイク

ル）の3Rと、そして再生可能性原則（リニューアブル）の考えのもと、今後国においては様々な取組が講じられていくものと考えております。

環境省では、現在廃棄物分野における地球温暖化対策について協議が進められておりますが、その中で今後低炭素化に向けて、製紙業界等においては新ごみ処理施設において製品化する固体燃料の需要増があると見込んでおりまして、温暖化ガス排出削減のための施策等も検討されているところでございます。

現在、中央広域環境施設組合で行っているごみ燃料化施設の整備に係る事業方式等検討業務において、新ごみ処理施設で製品化する固体燃料の販路について調査を行っておりますが、一方で複数の企業を訪問した結果、受入れ可能であるとの回答をいただいている企業もあると承知をしているところでございます。

今後、第3回の新ごみ処理施設整備検討会におきまして、販売先の確保について調査結果の報告があり、これらの情報を整理し、相手先の企業との調整を図った上で、市民の皆様が安心できるようできるだけ早期に報告をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） ごみ処理の燃料化方式は、これまで発生したごみを単に焼却していたものを、燃料として利用しようというものでございまして、ごみを燃料として使用するので、その分石炭等の消費と併せてごみを燃やすための燃料も削減され、2015年に国連持続可能な開発サミットで採択されました世界共通の目標である持続可能な開発目標SDGsの精神にも合致し、循環型社会、脱炭素に向けて貢献できるものと思われます。

固体燃料の販路につきましては、受入先の調査を行うとともに、複数の企業を訪問し、受入れが可能というふうな回答をいただいたところもあるということでございますので、さらなるご努力をお願いしたいと思います。

続きまして、第3問目は、財政運営についてでございます。

今定例会では、昨年度、令和2年度の決算の状況も報告されました。そして、阿波市も合併して15年が経過し、交付税の優遇措置が終了するまでに早くそれに対応できる体制にしなければということで、行政機構の改革に取り組んできたところです。令和3年度から、合併当初に比べ普通交付税が約10億円程度少なくなった状態となっておりますが、1点目、合併に伴う交付税の優遇措置は令和2年度で終わりましたが、今後の財政運営の

見通しについて、2点目、2025年までとなっている合併特例債の執行状況と今後の計画について、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の3問目、財政運営について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の合併に伴う交付税の優遇措置は令和2年度で終わったが、今後の財政運営の見通しについて伺いたいとのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年度の阿波市の普通交付税につきましては約68億円で、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債との合計は72億9,000万円となり、令和2年度と比較して1億3,000万円の増となっております。この理由といたしまして、令和3年度では地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に対して新たに地域デジタル社会推進費が創設され、基準財政収入額においても新型コロナウイルス感染症の影響が想定より少なかつたことなどもあり、令和2年度からは増額となっております。しかし、普通交付税がピークであった平成27年度の約78億2,000万円からは10億3,000万円減少しており、市民サービスの低下を招かずには歳出の削減と投資効果の検討、精査を行うことは喫緊の課題となっております。

そのため、歳出の削減につきましては、令和3年度当初予算において、消耗品費、手数料、役務費、維持補修費など、経常経費については前年度予算の5%カットといたしております。また、投資的経費につきましては、優先順位の設定、事業費の見直し、事業の標準化を行い、市単独で行う投資的経費は前年度予算の10%カットで予算編成を行い、計画的な執行に努めているところでございます。

次に、2点目の2025年度までとなっている合併特例債の執行状況と今後の計画について伺いたいとのご質問に答弁をさせていただきます。

合併特例債につきましては、基金造成を除いた資本的整備分の活用限度額は約198億円で、一般会計（第4号）補正後における借り入れ見込みは約182億8,000万円となり、残り約15億2,000万円が活用限度額となっております。

今後におきましても、小・中学校等の義務教育施設の整備、幹線道路やスマートインターチェンジの整備、上水道に対する出資などに合併特例債を活用する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 経常経費は前年度予算5%カットで、また投資的経費は前年度予算10%カットを目標として予算編成を行っているということで、歳出削減に努めているとお伺いしました。また、合併特例債は、約15億円が活用限度として残されており、今後小・中学校の教育施設の整備、幹線道路やスマートインターチェンジの整備、上水道整備のための出資に活用とのことでございます。経費の節減に努め、合併特例債を有効に使っていただきたいと思います。

次に、借入金の返済についてお伺いします。

令和2年度の決算で約210億円の市債が残っておりますが、再問として3点目、市債の償還の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問3問目、財政運営についての再問、市債の償還の現状と今後の見通しについて伺いたいとのご質問について答弁をさせていただきます。

市債の償還につきましては、阿波市合併直後は、年度単位で言いますと21億円から22億円で推移しておりましたが、平成27年度頃から上昇し、平成29年度には約27億1,000万円と、これまでの最高額となり、令和2年度決算では約24億円となっているところでございます。これは、市役所庁舎建設などによりまして合併特例債の元利償還金が増加したことによるものでございまして、以前に借り入れた市債の償還が計画どおりに進んでいることから、平成29年度が償還のピークだったと判断しております。

今後の借入れの計画としましては、合併特例債では各部局から提出された建設事業計画に基づきまして充当する事業を精査しまして、放課後児童クラブの整備、市道矢松田中線をはじめとする幹線道路の整備、（仮称）阿波スマートインターチェンジの整備、そして小・中学校校舎、屋内運動場の改修、水道事業会計への出資などに優先的に充当していくと考えております。

また、合併特例債以外にも有利な地方債であります緊急防災・減災事業債、これは基準事業費で充当率が100%、普通交付税の基準財政需要額への算入率が70%でございます。また、緊急自然災害防止対策事業債、これにつきましては基準事業費の充当率が100%、普通交付税への基準財政需要額への算入率が70%、公共施設等適正管理推進事業債、充当率が90%、普通交付税の基準財政需要額の交付税算入率が50%を避難所の改修や公共施設の統廃合などに計画的に活用してまいりたいと考えております。

このように借り入れに当たりましては、合併特例債などの有利な起債を活用しているため、令和2年度決算の地方債現在高は約210億1,000万円となっておりますが、このうちの約77%に当たる約163億円が後年度において普通交付税に算入される予定でございます。約47億円が実質的な市の負担に当たるものと見込んでおります。今後におきましても、市民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な安定的な行政サービスを提供しながら、引き続き財政の健全性を堅持してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 約210億円の市債残高のうち約77%、約163億円が後年度の普通交付税に算入されるので、うち約47億円が実質的に市の負担ということで償還しなければならない額となります。今後も有利な市債を活用して、施設の統廃合などを計画的に行い、財政の健全性を維持しながら、毎年24億円程度の額で市債を償還していくということです。

令和2年度の決算を見ますと、阿波市の財政状況は今のところ健全ですが、今後については予断を許されないので、これからも財政状況を注視してまいりたいと考えております。

第4問目は、企業誘致についてであります。

阿波市は、市民の雇用の場を確保して、市民税や固定資産税などの市税の增收につなげ、市の財政基盤の充実強化を図っていくということを目的といたしまして、企業誘致に積極的に取り組んできております。藤井市長が就任されて4年余りの間にその努力が実り、かなりの数の企業誘致が進んできたと思います。

そこで、確認のため1点目、この4年余りの間の企業誘致及び新規創業の状況について、2点目、これまでの企業誘致でどれだけ阿波市での新規雇用が得られたのか、お伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の4問目、企業誘致について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目、この4年余りの間の企業誘致及び新規創業の状況について伺いたいについてでございますが、本市では雇用の創出が人口減少を克服し持続可能なまちづくりを推

進するための最重要課題の一つと位置づけ、積極的に企業誘致に取り組んできたところでございます。特に本市が企業誘致において優位性を発揮できるための戦略として、1つ目が農業、2つ目は公有財産の活用、3つ目がオーダーメード型、この3つの柱を軸に重点的に取り組んでまいりました。

その結果、これまでの取組が実を結んでおり、1つ目の柱である農業においては、令和2年度の株式会社トマトパーク徳島の操業や先般竣工式が執り行われました株式会社西渕スレート工業所の植物工場の建設、さらには令和4年度の操業開始を予定している株式会社イニチウムなど、先進的な農業を実践する企業の誘致が順調に推移しております。

また、2つ目の柱である公有財産の活用につきましては、平成30年度に旧市場町の学校給食センターを活用して誘致を行いました株式会社リトルアンデルセンや西長峰工業団地において昨年度操業を開始した株式会社サンコー、また旧阿波市役所本庁舎を活用した阿波運転免許センターや中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事務所など、様々な機関の誘致も実現しております。

そして、3つ目の柱であるオーダーメード型につきましては、企業側のニーズや土地の各種利用制限なども考慮した適地のご提案と周辺整備などを市が実施することで誘致に結びついた西精工株式会社など、各柱ごとに成果が上がっているところでございます。

今後におきましても、企業立地促進助成金や住宅跡地利用事業など、充実した支援策に加え、本市の強みである子育て支援や住環境なども併せてPRし、経営者のみならず、従業員の皆様にとっても暮らしやすい町として選ばれる阿波市を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目これまでの企業誘致でどれだけの阿波市での新規雇用が得られたのかでございますが、先ほど答弁いたしました6事業所の新規雇用数につきましては、既に操業を開始している4事業所の合計で、正規従業員が11名、パート従業員が14名となっております。また、今後操業予定の2事業所につきましては、正規従業員を6名、パート従業員を5名雇用する計画となっております。これらの雇用数はあくまでも操業開始時点の新規雇用数であり、これら6事業所の従業員総数としましては約170名程度となっておりますので、将来的な退職者の補充なども考慮すると、今後定期的な雇用が見込まれるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 企業誘致につきましては、農業、公有財産の活用、オーダーメード型の3つの柱を軸に重点的に取り組み、農業では株式会社トマトパーク徳島など、公有財産の活用では株式会社リトルアンデルセンなど、オーダーメード型では西精工株式会社など、これからのお業予定も含め6事業所の誘致があったということで、今後とも充実した支援策と子育て支援や住環境をPRし、企業誘致に取り組むとのご答弁でございました。

雇用については、操業予定も含めた6事業所で正規従業員が17名、パート従業員が19名となり、また従業員総数では約170名程度の従業員となりまして、阿波市の関係人口の増加にもつながるということでございますので、企業誘致については成果が上がっているなというふうに思います。市政の発展のため、今後ともご努力を願いたいというふうに思います。

これまで誘致されました企業を見ますと、どちらかというと製造業が多いように見受けられます。雇用のためには製造業がいいのですが、阿波市の活性化のためには研究機関や意欲ある起業家が入ってこれるようにすることも重要だと思います。

そこで再問ですが、3点目、製造業だけでなく、研究機関の誘致や意欲ある新規創業にも視点を当ててみてはどうでしょうか。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 志政クラブ笠井一司議員の代表質問の4問目、企業誘致についての再問、製造業だけなく、研究機関の誘致や意欲ある新規創業にも視点を当ててみてはどうかについてご答弁をさせていただきます。

本市では、時代の流れに合わせた様々な業種の立地促進を図りたいという観点から、平成30年度に阿波市企業立地促進条例を施行し、従来支援対象業種を製造業のみとした阿波市工場設置奨励条例に日本標準産業分類に掲げる大分類の8業種を加え、大幅に拡充してきたところでございます。この拡充の中には、議員ご提案の学術研究、専門・技術サービス業や情報通信業、また本市の強みである農業などを含めており、県内自治体と比較いたしましても対象範囲が広いものとなっております。この結果、先ほど産業経済部長の答弁にもありましたとおり、複数の農業関連企業の誘致に成功し、本市の農業立市としてのイメージをより一層引き上げることにつながったものと考えております。

そして、このイメージを最大限活用し、その延長線上の取組といたしまして、農業と関連性の深い研究機関、または研究機関を有する企業などの誘致についても取り組んでまい

りたいと考えております。

本市では、異業種からの農業参入についても実績がございますので、今後も引き続き意欲のある事業者の事業転換や新会社創業などについて幅広くご支援させていただき、地域経済の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 笠井一司君。

○9番（笠井一司君） 研究機関の誘致や意欲ある事業者の事業転換、新会社の創業などについても支援していきたいということでのご答弁をいただきました。製造業などの企業誘致は、会社という箱、入れ物を持ってくるというイメージがありますが、研究機関の誘致や意欲ある事業者を誘致するということは、人を誘致するということですので、人と人とのつながりが生まれ、人が人を呼び、阿波市のさらなる発展につながるものと思います。企業誘致は相手のあることなので、なかなか思うようにはいかず、タイミングとか運みたいなところがありますが、前向きに取り組むことで機会をうまく捉えて成果を上げていただきたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで志政クラブ笠井一司君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい川人敏男君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい川人敏男君。

○10番（川人敏男君） それでは、阿波みらいを代表して質問させていただきます。

新聞、テレビの報道を見ていますと、世界的に新型コロナ対策、難民対策、アフガニスタン対策等が連日取り上げられています。国内でも、人口減少対策、国保、年金対策など、難題が山積しています。有能なリーダーが全力を傾注していますが、満足のいく答えはまだです。難しい世の中になっています。

翻って、本市では藤井市長の2期目がスタートしました。そこで、改めて本市の課題を質問してまいります。

第1問は、子どもの健全育成についてです。

子どもを取り巻く環境は、新型コロナの急増をはじめ、いじめやひきこもり、肥満など、学校関係者や保護者にとって心配の種が尽きません。最近ではヤングケアラーという言葉を時々見聞きします。ヤングケアラーとは、大人が担うような家事や家族の病気の世話、介護を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。4月に発表された国の実態調査の結果によりますと、家族の世話をしていると回答した中学生は17人に1人で、1クラスに一、二人います。世話をする時間の平均は1日4時間という結果が出ています。発達期の子どもが家事や家族の世話をすることで年齢相応の学校生活を送れなかったり、介護していることを周りに話せず孤立したり、複雑な葛藤を抱え苦しんでいます。このため、勉学がおろそかになり、進学や就職に影響が出ないか心配されます。さらに、将来への不安を抱える若者の増加、次世代への負の連鎖など、地域社会に与える影響も少なからずありはしないかと憂慮されます。つまるところ、コロナ禍による核家族化や共稼ぎ、孤立、孤独など、社会全体のひずみが顕在化したのではないかと心配します。このため、個人それぞれの事情に応じて教育の支援、経済的支援、社会的支援を必要としています。

こうしたことを踏まえて、まず2点質問します。

1点目は、学校としてどんな対応をしていますか。また、今後どんな対応を考えていますか。

2点目は、子育てるなら阿波市と大きな看板を掲げていますが、行政としてどのような対応を考えていますか。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　阿波みらい川人議員の代表質問の1問目、子どもの健全育成についての1点目、ヤングケアラーに学校としてどんな対応をしていますかについて答弁させていただきます。

今年の3月に、国によるヤングケアラーについての初の実態調査結果が公表され、子どもたちの置かれている状況の深刻さが明らかになりました。教育委員会といたしましては、5月の校長会でこの問題を取り上げ、市内全ての学校において、ヤングケアラーについての認識を深め、適切な対応をしていただくよう依頼を行っております。

各学校では、校内研修などを通して理解を深め、ヤングケアラーからの視点で子どもたちを改めて捉え直し、ヤングケアラーやその疑いのある児童・生徒について調査をいたし

ました。学校からの報告では、ヤングケアラーの疑いのある子どもたちが数名報告されております。報告された子どもたちの状況は、幼い兄弟や親の世話をしていたり、独り親家庭で家事全般をしていたりしているものでございます。

報告のあった児童・生徒への対応ですが、各学校では学級担任や養護教諭等が毎日の様子の変化などに気を配り、気になることがあれば声かけや放課後などに面談を行っております。また、自分の権利を侵害されていることを自覚しておらずSOSを出せない子どもや、困り事を感じているにもかかわらずどこに相談してよいか分からない子どもも多くいるので、保健室や相談室などの気軽に相談できる場の提供を行っております。

阿波市教育委員会といたしましては、ヤングケアラーと思われる子どもが抱える課題は、学校だけで解決しづらいことが多いため、これまで以上に要保護児童対策地域協議会と学校との連携を図り、当該児童・生徒はもとより、保護者への支援も実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 阿波みらい川人議員の代表質問1問目、子どもの健全育成についての2点目、ヤングケアラーに行政としてどんな対応をしていますかについて答弁させていただきます。

川人議員のご質問のヤングケアラーとは、大人が担うような家事や家族の看護や介護を日常的に担う18歳未満の子どものことです。ヤングケアラーの存在のその背景には、核家族化や独り親家庭など、またひきこもりを中心とした介護、困窮といった複合的な問題を抱える家庭環境にあると言われています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人に自覚が少ないことが多いことから、表面化しにくい構造となっており、現状把握が困難となっているため、早期発見、早期把握をすることが必要です。

本市におきましては、健康福祉部福祉事務所子育て支援課内に家庭児童相談室を設置しており、学校や地域から子どもに関する相談があった場合に、個々の状況により必要な支援につなぐために、関係機関と支援方法を検討するとともに、家庭相談員が子どもの気持ちに寄り添った相談支援を行っています。また、本市では、阿波市の要保護児童の適切な保護を図ることを目的とした阿波市要保護児童対策地域協議会を設置しております。この協議会は、徳島地方法務局や警察署、県こども女性相談センター、保健所、市医師会、民

生児童委員、市内こども園、市内小・中学校などで構成しており、家庭相談員を中心にケース会議を開催し、問題把握、早期発見に努めています。

議員ご質問のヤングケアラーは、家事や幼い兄弟の世話といった役割を担っているケースもあります。家族の世話や家事手伝いは悪いことではありませんが、子どもたちにとつて世話をする時間が日常的に1日約3時間から5時間という過度な負担により、学業等に支障が生じ、子どもらしい生活が送れないことに課題があります。

その支援として、家事または育児支援が必要な家庭に子育て応援ヘルパー派遣事業やファミリー・サポート・センター事業の活用を推進しております。

また、家族に病気や障害があるなどして子どもが主に看護や介護を担っている家庭には、子どもが介護をしていることを前提とした在宅介護サービスや障害福祉サービスの利用を十分配慮するよう進めています。

さらに、子どもの学習、生活支援事業として、経済的理由や家庭の事情で学習に不安を持つ中学生を対象に、学習支援教室を開催し、子どもの自主性や社会性を育てるための生活支援も取り入れ、家族の方の生活に関する相談等にも応じております。

今後も、本市の福祉事業の充実と各関係機関との連携をより一層強化し、早期発見、早期把握に努め、家庭内の環境に配慮しながら、ヤングケアラーが抱える諸問題を解決すべく支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　川人敏男君。

○10番（川人敏男君）　1番目の学校としてどんな対応をしていますかというところの中で、非常に本県は全国と比較して人数は少ないようですけれども、なお今後とも注視していきたいと思います。

2番目の健康福祉部長の答弁の中では、早期発見、早期把握が必要ということで、いろんな対策を講じられておるようですけれども、支援として平均4時間というけれども、どれぐらいの時間を対象にしているのか。継続してあるいは一時的にどれぐらいの時間を対象にしてるのか。こういうことをよく整理して、今後対応していただけたらと思います。

次に移ります。

次は、子どもの視力低下についてです。

近年、眼鏡をかけている子どもが増えていると気になっていました。特に新型コロナデルタ株の蔓延により、子どもたちが自宅に閉じ籠もり、テレビの長時間視聴やスマホゲー

ムに没頭し、ますます視力の低下を来しているのではないかと心配しています。

文部科学省の調査によりますと、1979年度から2019年度の40年間を比較しますと、裸眼視力1.0未満の子どもの割合は小学校で16%から34.6%へ2倍以上に増えています。中学生も33%から57.5%へ2倍近くの増加になっています。この原因は、民間会社の調査研究によりますと、近視は遺伝的要因と環境要因の両方が関係すると言われています。近年になって近視が増えているのは、環境による影響が大きいと考えられます。具体的に申し上げれば、外遊びをあまりしない、スマホゲームを1時間以上やる、睡眠時間が短いことなどが将来近視になるリスクが高まると言われています。

そこで、近視の子どもをこれ以上増やさないため、学校でどんな対応をしていますか。教育長のご見解をお聞かせください。

もう一つ質問します。

学校教育は、デルタ株の蔓延により分散登校、時差登校、さらにオンライン授業などの検討を余儀なくされていますが、コロナ禍の時代には、下位の一、二割が学校教育に十分ついていくよう引っ張っていく、これが一番重要になってくると考えられます。極めて難しい課題ですが、教育長のお考えをお伺いします。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　川人議員の再間に順次答弁させていただきます。

初めに、子どもの視力の低下についてどのような対応をしていますかについてですが、文部科学省の令和2年度学校保健統計調査では、全国において裸眼視力1.0未満の小・中学生の割合は過去最多となっております。全国の裸眼視力1.0未満の割合は、小学生が37.5%、中学生は58.3%で、いずれも過去最多を更新し、高校生は63.2%でした。小・中高ともに、視力の統計を取り始めました1979年度から悪化傾向が続いております。文科省は、調査結果に対しまして、スマートフォンなどの普及で画面を近くで見る機会が多くなったこともあるのではないかと分析しております。また、この調査とは別に、児童・生徒の近視の実態調査を進めており、生活習慣との関連を分析する計画中でございます。

県内では、裸眼視力1.0未満の小・中高校生の割合は、小学生が36.1%、中学生が60.8%、高校生が69.9%となっております。

阿波市では、小学生が38%、中学生が63.7%となっており、全国、徳島県平均を少し上回っております。5年前と比べると、国、県同様に年々増加傾向にございます。

学校での対応といたしましては、毎年4月に定期健康診断を行い、視力の低下を早期に発見し、保護者を含めての個別対応、指導を行っており、医療機関への受診、治療への案内も行っております。

また、養護教諭による授業、保健指導の中で、児童・生徒に対し目の仕組みやスマートフォンなどのICT機器を長時間使用することによる目の影響などを伝えて、児童・生徒の視力低下予防の啓発を行っております。

併せて、各学校では、毎月1回発行しております保健だよりを通じて、子どもを通じて保護者の方に配布し、視力低下に関する情報提供も行っております。

今年度から、本市の小・中学校でもタブレットを本格的に使用するに当たり、文部科学省からのガイドブックによると、ICT活用に当たっては教師による児童・生徒の目の健康に関する配慮事項といたしまして、目と画面の距離、定期的な休憩、明るさの調整等が求められています。具体的には、目と端末の距離を30センチメートル以上離すこと、30分に1回は20秒以上目を休めること、就寝1時間前からはICT機器の利用を控えることなどが記載されております。この配慮事項の内容も含めまして、視力低下を防止するためにも、学校においては保健指導を行い、児童・生徒への家庭への情報提供も継続してまいります。

次に、学校教育についていけない子どもがないようどんな対応をしていますかについてですが、子どもたち一人一人が全ての授業において目標を達成し、資質や能力を身につけていくことが重要だと考えております。

各学校では、授業改善が図られており、学力の課題が見られる子どもにつきましては、補助プリントなどを事前に準備して授業を行っております。さらに、阿波市では、学力向上支援員を全ての小学校に配置し、算数、国語などの授業ではできる限り2人体制で授業を行い、課題の克服に取り組んでおります。

また、各学校では、学力を身につけさせるための様々な取組をしておりますが、例えば高学年の算数の授業を習熟度別に2クラスに分け少人数で指導したり、放課後、休み時間に宿題指導や学習指導を行ったりしております。

また、家庭に対しても、基本的生活習慣が身につくよう保健だよりなどでその必要性を広報し、家庭と連携した取組を進めております。

阿波市教育委員会といたしましては、各校の工夫した取組を校長会などで情報共有できるよう支援し、子どもたちに学力が身につくよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） ただいま教育長から答弁をいただきましたが、学校教育のいろいろな課題に積極的に対応されている姿勢に敬意を表したいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、第2問目に移ります。

第2問は、土柱の整備充実についてです。

県外観光客を呼び寄せる魅力的な観光地が阿波市から1か所選ばされました。十数メートルに及ぶ土の柱が立ち並び、なぜこのようなものができたのか不思議に感じる奇観、土柱です。平成29年3月に、国内外から四国を訪れる観光客の増加を図るため、四国運輸局、四国経済連合会、西日本高速鉄道株式会社などで構成する四国八十八景実行委員会において、うだつの町並み、大歩危などとともに、土柱が八十八景の一つに選定されました。このため、平成29年度にはバス93台、3,440人、平成30年度はバス111台、3,604人と、大幅に観光客が増加しました。地元では、観光案内をする土柱ボランティアガイドの会を立ち上げ、受入れに備えております。

一方、受入れの設備機能はお粗末そのものです。駐車場はそよ風ひろばの駐車場を併用していますが、歩道もない危険な道路端を150メートルぐらい歩かなければスポット地点に到達しません。雨が降っても休憩所はありません。トイレも、2人使用が1か所で、バス入り込み客のトイレとしては大幅に不足しています。欠陥だらけの設備機能です。口先では観光振興を図っていると言いますが、実態が伴っていません。お寒い本市の観光行政をいつまで国内外にさらすのですか。

そこで、お伺いします。

1点目は、阿波市総合計画に土柱の整備充実、機能強化を計画的に図っていきますと記載されています。実際には一体どこに目をつけて土柱の整備を図っているのですか。優先順位は考えていますか。観光地としてのシビルミニマムさえ備えていません。

そこで、平成29年度以降の予算化の状況と整備内容の答弁を求めます。

2点目は、近年、金清自然公園、庁舎裏側の市場センターパークなどを観光関連の一環として整備しましたが、これらは主として近隣住民を対象としております。観光施設としての位置づけとは性格が異なります。観光振興は、土柱を優先的に整備して観光客を呼び込み、徐々に周辺に広がりを図っていく戦略が現実的と考えます。

そこで、本市の観光振興の戦術、戦略について答弁を求めます。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 阿波みらい川人議員の代表質問2問目、土柱の整備充実について2点ご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の平成29年以降の予算化の状況と整備内容はどうなっているのかでございますが、阿波の土柱は昭和9年5月に国指定の天然記念物に指定され、本市を代表する観光の名所となっております。また、議員お話しのとおり、阿波の土柱は四国らしさを感じられるすばらしい景観、四国八十八景に認定され、近年訪れる観光客は増加傾向がありました。しかしながら、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しており、本市の観光産業にも大きな影響を与えているところでございます。

議員ご質問の阿波の土柱の予算と整備についてでございますが、平成29年度から観光客の安全対策を目的として遊歩道の防護柵等の整備を計画的に進めており、令和2年度までの総事業費は約2,000万円、総工事延長は約157メートルでございます。また、本年度におきましても、施工延長約76メートル、工事費約600万円の整備を行う予定でございます。

今後におきましても、限られた財源の中ではございますが、有利な補助金等を活用し、観光ニーズに応える環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の観光振興の戦術、戦略についてでございますが、本市の第2次阿波市総合戦略におきましては、観光、交流資源を活用した交流促進として、国指定の天然記念物である阿波の土柱や四国霊場札所の4か寺など、貴重な文化財や名所旧跡といった地域資源が点在していることから、この地域資源の活用に向けて、県や徳島東部地域DMO、周辺自治体との連携強化による広域観光ルートづくりや着地型観光の開発、訪日外国人旅行者の誘客など、多面的な取組を推進することとしております。

その具体的な取組としましては、市観光協会などの多様な関係者と協働、連携しながら、さらなる観光資源の発掘や磨き上げ、情報発信の強化など、地域にある観光資源を新しいものも含め再認識し、誘客へつなげていきたいと考えております。

昨年、新たな取組として、GOTO阿波市！新発見・再発見と題しフォトコンテストや、SNSを活用した投稿キャンペーンを行っております。

また、広域的な取組としましては、徳島東部地域DMOにおいて、SNSをはじめとするウェブプロモーションや商談会でのPRなどに加え、地域資源を全国に向けて発信でき

る観光人材の育成などに取り組んでおり、交流人口の拡大に努めています。

市といたしましては、ウイズコロナ、ポストコロナ時代において、感染拡大防止対策を前提に、旅行形態の変化や新たな旅のスタイルなど、受入れ側として今まで以上に地域全体の魅力向上に努めなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 観光振興を図るには、観光地間の競争に勝ち抜かなければなりません。観光スポットに予算を重点的に投入し、これは磨けば光るようなそういうところにまず予算を重点的に投入し、観光客の誘致を図ります。次の段階で、そういうところへ観光客が来たならばその観光客を市内全体に広げていくと、こういう手法が効果的と考えられますので、今ずっとご説明がありましたけれども、そういう点で重点的にそういうところをまず整備して次の段階に進んでいただけたらと思います。

次に、新ごみ処理施設の建設候補地を阿波町東長峰に決定しました。この地域のシンボルである土柱をほったらかしにして、ごみ処理施設をお願いしますというわけにはいかないと思いませんか。私の考えとして、そよ風ひろばの駐車場に隣接する桜の植え込みの一角に観光案内所を設置し、休憩所、トイレを整備します。そして、小川沿いに、70メートル程度と思いますが、アクセス道路を整備し、観光地としてのシビルミニマムをクリアしてはいかがと提案します。これは、こういう施設はどこの観光施設に行っても必ずそろうとするもんです。最低限せないかんところが土柱にはされてないと、こういう欠陥があるんですけれども、市長、お考えをお願いします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波みらい川人議員の代表質問の2問目、土柱の整備充実についての再問の土柱周辺整備について答弁をさせていただきます。

先ほど岩野産業経済部長より答弁をさせていただきましたが、本市では第2次阿波市総合戦略に基づく観光振興に当たりまして、地域資源の活用に向けた多面的な取組を限られた財源の中で行っているところでございます。その地域資源の中で、阿波の土柱は本市を代表する観光資源と考えております。周辺の地域資源も含め、さらなる交流人口の増加に向けての磨き上げが必要であると考えております。

一方で、阿波の土柱周辺地域は、文化財保護法や森林法、自然公園法などの法令の制限がございます。適切な保存と管理を行い、次の時代へと確実に継承する必要もございま

す。

本市といたしましては、このようなことを踏まえながら、阿波の土柱周辺の活性化に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

議員ご提案を含めた土柱周辺の整備につきましては、施設の内容や費用対効果、各種規制の条件、また財政面等も考慮しながら、関係機関と連携しまして計画的に取り組むよう検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 私は、土柱専用の駐車場がない、雨宿りする休憩所もない、トイレもないような状態で長く放置するのは非常にもったいないと思います。観光客は、こんな中途半端な観光地は見たことがないと口コミ等で広がり、観光客は、次第細りになるのではないかと心配します。うがった見方ですが、未整備の見本として観光客が訪れるかもしれません。

いずれにしても、土柱の整備はいろいろな障害があろうとも、その障害を乗り越えて整備していく、これは市長のご決意、ご判断が非常に重要になってくると思います。土柱の最低限の整備は早急に行っていただきたいと要請しておきます。

3問目は、新ごみ処理施設における燃料化方式についてお伺いします。

新ごみ処理施設の改築は、建設候補地が東長峰に決まりました。全国でも1か所しか稼働していない燃料化方式を打ち立てています。ごみの焼却をほかの市や町の企業で燃やす前途多難な方式です。本市にとって20年目の大プロジェクトで、藤井市長2期目の最大の懸案事項です。通常の仕事は号令をかけていれば前へ進みます。しかし、ごみ処理施設は、全国津々浦々、大半のトップが最前線で先頭に立ち、汗をかき、泥をかぶっています。

さて、自分の町で出したごみを、固形燃料化したとはいえしょせんごみはごみです、ほかの市や町で焼却を引き受けてくれるはずがないというのが普通の考えです。しかし、本市のごみをほかの市や町で焼却処分するという、我が町さえよければという発想を基にごみ処理施設の改築問題を乗り越えようとしています。果たして勝算はあるのでしょうか。

さらに、固形燃料化する過程を特許権を持つ民間企業に委託します。この取組も不安定で、多くの危機をはらんでいます。分かり切ったことですが、企業が赤字になれば倒産します。しかし、本市のごみ処理は永遠に続きます。これが安全・安心なまちづくりの礎と

言えるでしょうか。そもそも燃料化方式に至った経緯については、2年前の本会議で現議長の松村幸治氏が質問し、藤井市長が答弁する中で、本市でごみを燃やさない燃料化方式が最適であると、突然にかつトップダウン的に表明しました。いずれにしても、この事業の成否を握るのは、固形燃料化したごみを企業に売却できるかどうかにかかっています。この前提が崩れますと、本市のごみ行政は根底から崩れます。つまり市民を道連れに極めて危険な橋を渡ろうとしています。

以上のことと踏まえて、順次説明をしていきます。

1点目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、市が排出したごみは市が最後まで適正に処理する責務があります。この原理原則に基づき、全国のほぼ100%の市や町は、収集から焼却まで自分の町で行うストーカ方式等を採用しています。

そこで、燃料化方式のメリット、デメリット、併せて全国的に燃料化方式が普及していないのはどのような理由があると考えられますか。県から副市長を派遣され、本市を指導する立場にある春木副市長にお尋ねします。

2点目は、固形燃料の搬出先の市や町の事前了解についてです。

本市は、固形燃料は売却できる有価物であり、ごみと位置づけておりません。しかし、実際は水分が多く含まれているなどのため、燃焼温度は600度が精いっぱいダイオキシン等を出さない800度には達しません。プラスチックを混ぜるとかして加工する必要があります。こんな品質の見劣る固形燃料を企業が購入してくれるめどを早急に立てなければなりません。

そこで、企業の立地する市や町に対して事前に了解を得る必要があるのかどうか、根拠を示して考え方をお聞かせください。春木副市長に答弁を求めます。

3点目は、固形燃料、つまりごみを持ち込まれる周辺の住民はもとより、市や町はごみに対するアレルギー反応があり、全力を挙げて阻止に動くと。非常に論理的でなしに、感情的に判断される傾向がございます。

そこで、搬出先の市や町の同意が得られない場合、どのような措置をされますか。よろしくお願いします。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 阿波みらい川人議員の代表質問3問目、新ごみ処理施設における燃料化方式について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目のメリット、デメリット及び全国的に普及しないのはなぜかについてでございますが、令和7年8月稼働予定の新ごみ処理施設の処理方式である燃料化方式、好気性発酵乾燥方式は、ごみを燃やさず、微生物の力で発酵、乾燥させ、石炭の代替燃料にすることでごみを資源化することができます。この燃料化方式のメリットは、ごみを燃やさないのとダイオキシンなどの問題がなく、二酸化炭素の排出も抑えられます。ごみ処理の仕組みがシンプルなため、建設費用や処理費用が他の処理方式に比べ抑えられ、また製品化した固形燃料は石炭の代替燃料とすることが可能であり、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進めなければならない民間企業にとりましても、石炭と比較すると安い価格で購入でき、二酸化炭素排出も抑制されるなど、数多くのメリットがございます。

デメリットにつきましては、固形燃料を必要としている受入先の企業を安定的に確保できなければ、燃料化方式のシステム自体が成り立たないということが挙げられます。

この燃料化方式についてでございますが、平成29年に香川県三豊市が全国で初めて導入し、低コストで環境に優しい方法であるため、多くの自治体から視察や相談があるとお聞きしております。多くの自治体においては、関心はあるものの、ごみ処理施設として導入を検討する場合には固形燃料の安定的な受入先の確保が課題となり、全国的な普及に至っていないものと考えております。

2点目の搬出先の企業の立地する市や町に対し事前に了解を得る必要があるかについてでございますが、令和7年8月稼働開始予定の新ごみ処理施設に搬入される可燃ごみは、家庭などから排出される一般廃棄物となります。燃料化方式で固形燃料として廃棄物から新しい製品として生まれ変わるため、新ごみ処理施設で製品化された固形燃料については再資源化されたものであると認識しております。

先進事例である三豊市にも確認を行っておりますが、固形燃料搬出先の企業が所在する自治体への同意は不要とのことであり、徳島県の担当者からも、固形燃料であるならば搬出先の自治体への同意は不要であると確認しております。

3点目の搬出先の市や町の了解が得られない場合はどうするかについてでございますが、ただいまご答弁させていただきましたが、新ごみ処理施設における固形燃料につきましては、廃棄物ではなく、燃料化方式で再資源化された製品となります。固形燃料の搬出先の自治体への了解につきましては、先進事例である三豊市においての確認、徳島県の担当者への確認を行っており、固形燃料の搬出先の企業が所在する自治体への同意については不要であるとの回答をいただいております。

以上のことから、搬出先の自治体への了解は得る必要がないものと判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） ただいま副市長からご答弁をいただきましたが、相当強気で進めています。様々な角度から情報を入手し、相手の言い分に耳を傾けることも大切かと思います。

私は、燃料化方式は言葉に言い表せないメリットがあることは十分理解しています。それでもなお、将来の安全・安心なまちづくりの礎となるように、自分の町で焼却処分まで完了する方式が上回っていると私は考えております。

次に、質問を進めます。

全体経費はストーカ方式などに比較して格段に安いと説明を繰り返しますが、固形燃料は企業が買いに来るのか、企業の工場まで持っていくのか、持っていく場合はどこまで運ぶのかによって運送費がべらぼうに違っています。阿波市、板野町、上板町のごみ収集量は全体で70トン、固形燃料化すると30トンになるそうです。それを運ぶとなると、4トントラックで8台分必要になるかと思います。また、プラスチック等を混ぜて製品化するにも相当経費がかかるのではないかと心配します。

現時点で、固形燃料の搬出先をどこの市や町のどんな企業にアプローチしていますか。これは、燃料化方式の鍵を握っています。最も重要で、最も困難で、最優先で取り組むべき課題です。この確約を取らないと、固形燃料が宙に浮きます。確約が取れてから燃料化方式を打ち出しても遅くなかったのではないですか。仕事の段取り、順序がおかしいと思いませんか。市長の答弁を求めます。

次に、建設候補地は決まりましたが、全体のフローチャートも、全体のスケジュールも今のところ明示されておりません。フローチャート、スケジュールの具体的な説明を市長に求めます。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 阿波みらい川人議員の代表質問3問目、燃料化方式について再問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、搬出先はどこの市や町のどんな企業にアプローチしていますかについてでございますが、議員ご質問の固形燃料の搬出先につきましては、本市、板野町、上板町の3市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会におきまして現在検討を行っております。令和3年

度においては、中央広域環境施設組合がごみ燃料化施設の整備に係る事業方式検討業務をコンサルタント会社に業務委託を行っているところでございます。

この業務の目的といたしまして、新ごみ処理施設建設事業に際し、導入する処理方式として選定したごみ燃料化方式において、製造する固形燃料の受入先についての調査や可能性の検討を行うとともに、施設の整備、運営に係る事業方式等を検討することとしております。7月14日には、令和3年度第1回新ごみ処理施設整備検討会が開催されておりまして、業務委託を行っているコンサルタント会社からは、民間企業に対しまして新ごみ処理施設で製品化される固形燃料の受入が可能かどうかの打診を行ったとの報告を受けております。

具体的な企業名やその所在地について、現在のところ相手方の事情もございますので答弁は差し控えさせていただきますが、新ごみ処理施設で製品化する固形燃料の受入れが可能であると回答をいただいた企業もございます。

新ごみ処理施設において最大の課題である固形燃料の受入先につきましては、これらの結果がまとまり、相手先企業と調整の上、中央広域環境施設組合を構成する本市、板野町、上板町の各議会並びに周辺自治会の皆様に対しましてご説明をさせていただきたいと考えております。

もう1点の再問、全体のフローチャートの具体的な説明を求めるについてでございますが、燃料化方式を採用した新ごみ処理施設につきましては、現在運用している中央広域環境センターの稼働期間が令和7年7月末となっており、令和7年8月から新ごみ処理施設を稼働させるため、施設建設の候補地を選定することが課題となっていました。

施設建設に当たっては、候補地近隣の皆様のご理解とご協力が何より重要であるとのことから、阿波市阿波町、市場町と板野郡板野町、上板町において改めて新ごみ処理施設建設候補地の公募を令和2年11月2日から令和3年1月29日にかけて行っております。公募、そして評価検討の結果、阿波市阿波町東長峰が最有力候補地となりまして、令和3年4月より地元自治会への説明会を開催しているところでございます。

この地元説明会につきましては、第1回は4月、第2回を7月に開催しております。説明会では、今後の施設整備のスケジュール並びに新ごみ処理施設の建設候補地の選定に至った方法等について中央広域環境施設組合施設整備局より説明をさせていただいております。

具体的な施設整備スケジュールについてでございますが、令和3年度では地元説明会や

先進地視察の開催、測量、地質調査、造成設計を実施し、また地元の同意をいただけましたら、地元自治会との協定書締結を予定しております。令和4年度にはごみ処理施設整備基本計画の策定並びに生活環境影響調査を実施し、令和4年度から令和5年度の中頃にかけまして施設建設発注手続を行いまして、手続完了後できるだけ早期に施設建設工事に着手する予定となっております。

今後、令和7年8月の新ごみ処理施設稼働開始に向けて、市民の皆様方の生活に支障を来さないよう、また循環型社会の構築に果敢にチャレンジすべく誠心誠意取り組んでいく所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） ごみというものは、自分たちの町のごみでさえ処理施設の合意を得るのに四苦八苦しています。ましてやほかの町のごみを焼却するのは、まず100%承認が得られないと考えるのが普通です。ごみ焼却場の建設をめぐり、各市町村のトップが周辺住民からノーを突きつけられています。厳しい現実があることをまずご承知いただけたらと思います。

本市は、燃料化方式を採用すると決めております。つまり本市のごみをほかの市や町の企業で焼却処分します。ご答弁いただいた内容を基に、円滑に進むかどうか検証、検討してみたいと思います。

1点目は、搬入する市や町との関係についてです。

本市は、事前の了解は必要ないと強気に開き直っております。固形燃料を売る、買うのビジネスであり、ビジネスライクに処理したい意向です。しかし、持ち込まれる側の市や町は、ごみであるとの認識であらゆる角度から阻止に動く可能性が大であり、難航が十分予測されます。気を引き締めて取り組んでいただけたらと思います。

2点目は、一般的にほかの市や町とは社会通念に照らして健全な関係を築くことが大切です。強気一点張りでは限度があります。吉野川市とはごみ処理、し尿処理を共同して取り組んでまいりましたが、このほど一方的に手を切られました。この教訓を生かして、対外的にも、対内的にも人の意見に耳を傾け、謙虚な心を失わないでいてほしいと思います。

3点目は、固形燃料の行程を民間企業に委託します。相手企業は、全国で1か所しかお得意様がありません。とてももうかっているとは考えられません。倒産すれば元も子もあ

りません。財務状況、経営診断等をしっかりとチェックしていただきたいと要請しておきます。専門機関に委託するなどして、かなり厳しい見通しを立てていただけたらと思います。

4点目は、処理コストの再点検です。

環境省の調査によりますと、平成30年度の三豊市の処理費用はトン当たり3.9万円となっており、全国平均よりもやや高くついています。本市でも、今まで明らかでなかつた運送料等も必要になってきます。いま一度処理コストの積算を示していただけたらと思います。

5点目は、藤井市長はごみ問題の原点を置き去りにして、普通の考え方、普通のやり方ではない燃料化方式に固執しています。一方、去る7月7日の徳島新聞によりますと、徳島市では西新町地区の再開発に関して前市長が誤った判断をしたため、前市長個人に損害賠償を請求すると報道されました。老婆心ながら、徳島市の二の舞にならないよう申し添えて、第3問を終わります。

第4問は、周辺対策事業についてです。

新ごみ処理施設の建設候補地が、紆余曲折ありましたが、阿波町東長峰に決まりました。周辺地域の住民に対して説明会や全国で唯一稼働している香川県三豊市の施設を視察していると伺っています。現時点では、周辺住民は総じて絶対反対というスタンスではないという雰囲気と伺っています。この背景には、東長峰ではごみを燃やさないという説明が決め手になっていると考えられます。そこで重要なのは、周辺対策事業です。参考のため、現在行っている周辺対策事業について調査しました。現在のごみ処理施設は、土成町と吉野町にまたがって立地していますので、それぞれの町の事業実施基準を定めて実施しています。土成町では半径1.5キロメートルを対象とし、生活環境及び産業基盤の整備のための事業、地域コミュニティーの活性化のための事業などをしています。一方、吉野町は町内全体を対象としています。

そこで、お伺いします。

1点目は、阿波町東長峰の周辺対策事業のエリア及び周辺対策事業の対象事業をどのように考えていますか。

2点目は、財源です。

現在は、廃棄物中間処理施設対策基金を設置して、毎年度予算で定める額を積み立てています。そこで、今使っている古い施設における建設当初に実施した周辺対策事業の総額

及び継続して行っている毎年度の周辺対策事業の累計額をお示しください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 阿波みらい川人議員の代表質問4問目、周辺対策事業について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の周辺対策事業のエリア及び対策事業をどう考えるかについてでございますが、新ごみ処理施設建設に付随する周辺対策事業については、今後の重要な課題となっております。周辺対策事業の例を挙げますと、現有施設周辺でも実施している公園整備、歩道整備、集会所新設工事、道路改良工事、道路新設工事などがございます。阿波町東長峰が新ごみ処理施設の最有力候補地となっていることから、施設建設へのご理解、ご協力をいただくため、東長峰をはじめとする8つの自治会等に対して地元説明会や先進地視察を開催しているところです。その地元説明会におきまして、施設建設に対して地元の同意が得られた場合は、説明会に参加いただいている周辺自治会に対して周辺対策事業を実施させていただく旨、中央広域環境施設組合施設整備局からご説明をさせていただいております。

今後の施設建設において地元同意が得られた場合につきましては、施設建設準備と地元自治会との協定書締結を並行して進めさせていただくことになると考えております。地元自治会との協定書の締結につきましては、各自治会と周辺対策事業を含めた内容について個別での協議も必要と考えております。

次に、2点目の旧来の施設建設に対して、当初に実施した事業費の総額及び毎年実施した事業費の累計額はについてでございますが、現在稼働している中央広域環境センターに付随する周辺対策事業につきましては、本市建設部の所管ではございますが、建設当初に実施した周辺対策事業の総額につきましては、平成16年度に吉野町周辺対策事業として総額で1億3,325万9,000円、主な事業としましては町民グラウンド拡張工事などがあります。

同じく、平成16年度の土成町周辺対策事業としては、総額で3億1,280万円、主な事業として宮川内谷河川敷グラウンドゴルフ場整備工事などがございます。当初事業費の合計といたしましては4億4,605万9,000円となっております。

この周辺対策事業の累計額につきましては、平成16年度から令和2年度までの累計額となります。吉野町周辺対策事業が18億6,400万5,589円、土成町周辺対策事業が20億1,506万4,328円となっており、令和2年度までにおける2町の累計額合計といたしましては38億7,906万9,917円でございます。

新ごみ処理施設における周辺対策事業費については、施設建設に伴う地方債借入れにおいて国からの交付税措置による財政的な補填があり、この交付税を活用して周辺対策事業を行ってまいりたいと考えております。

現施設と新ごみ処理施設を比較いたしますと、建設に係る費用が低コストとなること、また現在の本市、吉野川市、板野町、上板町での広域処理から令和7年度には脱退することが決定している吉野川市を除く広域処理に変更になること、これらのことと加味いたしましたと、現施設並みでの予算確保は難しいものと考えております。周辺対策事業につきましては、地元自治会の皆様との十分な話し合いにより決定をさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） 周辺対策事業については、地元自治会等と誠意を持って話し合っていただきたいと思います。

次に、風評被害についてです。

先進事例ですが、ごみ処理施設ができるというだけで農産物の販売価格などに影響を受けています。阿波町林地区は一大農業地帯です。どのような対策を講じようとしていますか、ご答弁お願いします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 阿波みらい川人議員の代表質問の再問、農産物に対する風評被害にどう対処するかについて答弁させていただきます。

廃棄物処理施設が農地の近隣に建設される場合、農産物などに風評被害が生じる可能性があるのではないかと、新ごみ処理施設建設候補地の周辺で農業を営む方が心配するお気持ちちは施設建設をお願いする立場として十分理解しております。

中央広域環境施設組合施設整備局で調査を実施しましたところ、風評被害につきましては類似の調査をしましたところ、平成11年に埼玉県でダイオキシン類による農産物の風評被害の例はありましたが、それ以降農産物への風評被害は発生していないと聞いております。また、令和7年稼働予定の新ごみ処理施設につきましては、可燃ごみを燃やさず、微生物の力で発酵、乾燥させ、石炭の代替燃料となる固形燃料を製品化するシステムであります。その処理過程において可燃ごみを燃やさないことから、ダイオキシン類は発生せず、また処理水も外部に排出しないことから、安全・安心な施設であると考えております。

す。そして、新ごみ処理施設稼働後におきましては、環境面において定期的なモニタリングを実施し、客観的に数値で安全性を担保し、市民の皆様にも公表させていただきたいと考えております。そして、誹謗中傷などのいわれのない行為に対しては、厳正に対処することが重要であると考えております。

次に、農産物に対する風評被害対策については、まずは新ごみ処理施設の処理方式である燃料化方式の安全・安心面について多くの皆様に理解を深めていただけるよう、市内外に広く周知を行う活動が必要と考えております。具体的には、本年度の取組といたしましては、新ごみ処理施設とはどのようなものか知っていただくようプロモーション動画を作成し、7月30日から阿波市のケーブルテレビで放送を開始するとともに、8月3日からは阿波市ホームページでのユーチューブによる配信も実施しております。加えて、広報阿波9月号で記事を掲載するなど、様々な取組を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 川人敏男君。

○10番（川人敏男君） どうもご答弁ありがとうございました。

今回の質問を、ごみ処理施設に絞って感想を述べてみたいと思います。

本市では、ごみは焼却しないという大前提のもとに何もかもが進んでおります。したがいまして、燃料化方式が何らかの原因で期待どおり進まない場合、進むに進めず、引くに引けず、泥沼に足を取られた状態になりはしないかと心配します。

市当局のご労苦は察して余りあるものがありますが、結果が全てです。進行管理を抜かりなく行い、さらなるご努力を期待して、私の質問を全て終わります。どうもありがとうございました。

○議長（松村幸治君） これで阿波みらい川人敏男君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後0時30分 休憩

午後1時19分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき坂東重夫君の代表質問を許可いたします。

はばたき坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 議席番号5番坂東重夫、ただいまからはばたきを代表して質問さ

せていただきます。

最初に、去る7月3日、静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害、また前線停滞による豪雨の影響で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、最初の質問、新型コロナワクチン接種の状況についてであります。

この質問につきましては、さきの笠井一司議員の代表質問と一部内容が重複するかと思いますが、ご答弁よろしくお願ひをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月、中国湖北省武漢市において確認されて以来、国際的に広がりを見せ、パンデミック状態となり、感染者は全世界で爆発的に拡大しております。また、感染症は国内外で生命や経済に甚大な影響を及ぼし、未曾有の国難と言われており、この収束は想定できないものがあります。

そういう状況の中、国においてはコロナ対策として最大の武器として位置づけているワクチン接種を、希望する全ての国民の2回接種の完了を11月頃と掲げております。また、全国で緊急事態宣言においては、現在5月23日からの沖縄県、7月12日からの東京都を含め1都2府1道17県の21の都道府県が今月12日まで、またまん延防止等重点措置が12の県に発令されております。徳島県においても、先月19日よりとくしまアラート、国の基準のステージ4に相当する特定警戒が初めて発動されております。最近では、デルタ株への置き換わりから、全国的に感染者数が爆発的に増加し、医療逼迫を深めており、今後いかに感染者を抑えるかが重症者を抑制する観点からも重要であります。

本市においても、本年4月26日より高齢者施設等の利用者からワクチン接種を始め、阿波医師会のご協力のもと、健康推進課を中心に全庁を挙げて取り組んでおり、接種率においては県下においても非常に最先端におり、心強く思っております。

それでは、質問に入ります。

1点目の阿波市でのワクチン供給量とワクチン接種の予約状況について、2点目の現在までのワクチン接種実績について、3点目の今後のワクチン接種の未接種の方に対する勧奨や周知方法について、寺井健康福祉部長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） はばたき坂東議員の代表質問1問目、新型コロナワクチン接種の状況について幾つか質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

まず、1点目の阿波市でのワクチン供給量とワクチン接種の予約状況についてであります。

新型コロナウイルスワクチンの供給については、国において47都道府県の配分量を決定し、徳島県への配分が示されます。そして、県において、県内24市町村の配分される箱数、供給量が決定され、決められた日に配送されております。

阿波市に対するワクチンは順調に供給されており、9月6日現在、接種回数が4万3,680回分に当たる38箱のワクチンが配分されている状況です。

次に、ワクチンの予約状況ですが、8月17日から接種対象年齢を12歳以上としており、接種対象となる全ての年代の方に接種予約を受け付け、順次接種を進めているところでございます。現在は、第3弾の接種を開始しており、次の第4弾の予約受付は9月10日金曜日に開始し、接種開始を9月19日日曜日から予定しております。

次に、2点目の現在までのワクチン接種実績についてであります。

65歳以上の高齢者への接種につきましては、希望された方への接種が9月6日現在、接種対象者数1万3,498人で、2回の接種を終えている方の接種率は約90%となっております。また、64歳以下の接種につきましては、9月6日現在、接種対象者数1万9,887人で、2回の接種を終えている方の接種率は33%となっており、少なくとも1回の接種を終えている方の接種率は68%となっております。このことにより、9月6日現在、接種対象年齢の全体で、対象者数3万3,385人で、1回のみ接種の方が2万5,706人、接種率77%、2回の接種を終えている方が1万8,683人で、接種率56%となっております。

次に、3点目の今後のワクチン接種の未接種者の方に対する勧奨や周知方法についてであります。

未接種の方の中には接種を迷われている方や、また高齢者に比べ若い世代では副反応を心配する方や、根拠のない誤った情報に不安感や疑問を持つ方、感染しても軽症で済むと思っている方などが一定数いると考えています。

そうした方々に、阿波市では、正しい知識で接種の判断をしていただくために、「新型コロナウイルス感染症について知っておきたいこと～ワクチン接種は正しい知識で判断しましょう～」というタイトルでビデオを作成し、8月17日から阿波市ケーブルテレビでの放送を開始しております。また、翌18日からは、阿波市ホームページでユーチューブによる配信も行っております。さらに、毎月発行の広報阿波での新型コロナウイルスにつ

いての記事を毎号掲載しています。

ワクチン接種は強制ではなく、あくまでもご自身や保護者の方などの判断によるものですが、判断を迷われている方、また誤った情報に不安感を持たれている方には、ワクチン接種は自分の健康や命を守るだけでなく、家族や大切な人を守ることができることや、安全で安心感のある社会生活を取り戻すために必要な手段であることなどから、正しい知識で判断ができるよう、阿波市の広報媒体を活用し周知に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

希望する阿波市民や、時には徳島県内で広域的に考え、情報収集や取組においても頑張っていただいていると感じました。

それでは、再問いたします。

コロナ禍の収束が読めない中、藤井市長においては阿波市コロナ対策本部の本部長として、対策会議の開催はもとより、様々なタイミングにおいて、ケーブルテレビを活用し市長メッセージで感染拡大を防ぐ啓発や喫緊の情報を伝達するなど、全力で取り組まれております。

そこで、現在阿波市においては順調にワクチン接種も進められておりますが、4点目のワクチン接種の課題と収束見通しについてどのようにお考えか、藤井市長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） はばたき坂東議員の代表質問1問目の4点目、再問として、ワクチン接種の課題と終了見通しについて答弁をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染状況につきましては、デルタ株による感染再拡大が全国で急速に蔓延しております。そのため、感染拡大に歯止めをするためのいろいろな切り札として、ワクチンの接種率を高めることが急務となっているところでございます。ワクチン接種が進む中で、高齢者の新規感染者は少なくなり、ワクチンの効果が示されていると思われます。引き続き、ワクチン接種を着実に進めることが重要と考えております。

また、接種者が変動することによりまして、ワクチンの余剰をつくらない接種の実施が課題となっております。今後、県との協議を行いながら、貴重なワクチンを無駄にしないよう取り組んでまいりたいと思います。

次に、坂東議員ご質問の終了見通しについてでございますが、阿波市の新型コロナワクチン接種につきましては、阿波市医師会の絶大なご協力のもと、全庁を挙げて取り組み、ワクチンの供給も確保できていることから、第4弾の接種が終了する10月末には接種対象者の約8割の皆様が接種終了となる予定でございます。今後、ワクチン接種を迷われている方、体調不良により接種できなかつた方、また満12歳を迎える方への接種を継続的に行うために、阿波市医師会と関係機関との調整を図りながら、今までどおりオール阿波市での体制づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

藤井市長が言われたように、阿波市民の安全・安心を守るため、関係機関とより一層連携して頑張っていただきたいと思います。私たち市議会議員も、コロナ禍を真摯に受け止め、藤井市長の答弁されたことを共に実行していきたいと思います。これでこの質問は終わります。

次に、阿波市の財政状況の現状と課題についてであります。

阿波市の財政状況には、今議会に提出されている令和2年度一般会計歳入歳出決算書や令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率を見てみても比較的健全な状況にあると感じております。今後、第4次行財政改革大綱や集中改革プランを着実に推進し、持続可能な財政基盤の確立を進めていると聞いております。

しかしながら、先ほど質問いたしました新型コロナウイルス感染症拡大やそれに関連した影響が継続しており、これらの収束に向けて新型コロナワクチンの効果が期待されておりますが、その時期を明確に見通すことは現在不透明な状況にあります。

このような中で、感染症の影響により低迷した経済活動や疲弊した地域経済の回復には時間がかかると見られ、本市においては市税を中心とした歳入について短期間での增收は見込めない一方で、歳出については高齢化の進行や子育て等に対する社会保障経費が引き続き必要であります。

また、当分の間、新型コロナウイルス感染症に対応する経費も基本的には国、県等の財源充当を想定しながらも、市の一般財源も必要であります。

加えて、本市においては、今年度より普通交付税の合併算定替えの適用が終了し、一本算定になったところであり、厳しい財政状況を余儀なくされると考えております。

一方、市民の生活様式や働き方では、テレワーク・デジタルトランスフォーメーションへの取組が本市においても進んでいく時期を迎えると思います。行政においても、各種課題、市民また社会ニーズに対応するため、これまでの事業の手法、認識について根本的に見直し、持続可能な行財政運営を実現していかなければなりません。

それでは、質問に入ります。

1点目の令和2年度決算の評価について、坂東企画総務部長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目、阿波市の財政状況の現状と課題についての1点目、健全化判断比率も含めた令和2年度決算の評価について答弁をさせていただきます。

まず、令和2年度決算の概要につきましては、歳入総額261億9,636万9,000円で、対前年度比20億4,861万4,000円、率にして8.5%の増、歳出総額255億70万4,000円で、対前年度比20億452万5,000円、率にして8.5%の増、歳入歳出差引き額は6億9,566万5,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,087万円を除いた実質収支は5億1,479万5,000円の黒字となっています。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対策による国庫補助金が42億7,000万円の増額となる一方、合併特例債の償還終了や認定こども園の民間移管などの影響により、普通交付税が3億8,000万円の減額となりました。

歳出の決算額は、過去最高でありました平成26年度を2億7,985万9,000円上回る最大の決算規模となりました。この増加の理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策が上げられ、市民1人に10万円を支給する特別定額給付金事業約37億円、市内の飲食店や小売店で利用できる商品券を発行するがんばる事業者応援する券事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約6億5,000万円など、感染拡大防止を図ったためであり、市民の皆様や中小企業で働く皆様を支援していました。

そのほか、子育て支援関連では、大俣認定こども園が竣工し、市内全ての保育所、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したほか、伊沢放課後児童クラブの新築、林放課後児童クラブの増築を行うことで、本市の強みである子育て応援のまちづくりを進めているところでございます。

農業関連では、次世代型園芸ハウス整備のため、株式会社トマトパーク徳島様への交付金として強い農業担い手づくり総合支援交付金事業を行い、産業の育成、企業誘致にも取り組んでおります。

次に、令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率、資金不足比率につきまして、順次説明をさせていただきます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですが、この2つの指標につきましては、全ての会計が黒字決算でありますので、数値はありません。

実質公債費比率は8.0%と、昨年度に比べまして0.3ポイントの減となっております。減少した主な要因といたしましては、元利償還金や一部事務組合に対する負担金の減少によるものでございます。

将来負担比率は、計算上借入金などの負債額より基金や普通交付税に算入される地方債など、資産とされる額のほうが多いため、将来負担比率の数値はありません。

健全化判断比率につきましては、いずれの数値も早期健全化基準の範囲内ですので、健全な財政状況にあると考えております。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、農業集落排水事業特別会計とも健全な運営で、資金不足の状況でないことから、資金不足比率はありません。

次に、基金現在高につきましては、令和元年度末現在高から約800万円増の136億2,000万円となり、地方債現在高につきましては1億8,000万円減の210億1,000万円となり、新型コロナウイルス感染症が拡大する厳しい経済情勢の中で行財政改革の一定の成果が現れていると考えております。

ただいま答弁をさせていただきましたとおり、令和2年度における本市の財政は、実質収支額、基金及び地方債現在高、実質公債費比率など、財政指標から健全な状況を維持しているものと判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

令和2年度決算における本市の健全化判断比率や積立金現在高及び地方債現在高の数値を見て分かることは、将来世代に負担を残さない財政健全化に努める各部局の取組は評価できるものであります。

また、コロナ禍の中、そして合併に係る普通交付税の合併算定替え措置も、最終の年に

もかかわらず、歳入と歳出のバランスを調整しながらありとあらゆる要素を踏まえた健全財政を維持していると感じました。

それでは、再問に入ります。

全国に約1,700余りある地方公共団体の財政状況を考察するには、まず財政健全化比率や各種財政指標によるのが一番分かりやすいと考えます。財政健全化比率とは、平成19年6月に交付された地方公共団体の健全化に関する法律において定められた4つの財政指標で表すもので、どこの地方公共団体もそれらを決算と同時期に算出し公表しますので、客観的な比較やもう少し深く地域性、財政規模も加えて分析すれば検証できるものではと考えます。

そこで、2点目の財政健全化判断比率等財政指標からの現状、並びに3点目の今後の課題も含めた財政運営について、併せて町田副市長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） はばたき坂東議員の代表質問の2問目の再問を2点いただいておりますので、順次答弁させていただきます。

最初に、1点目の財政健全化判断比率等財政指標からの現状についてでございますが、財政指標につきましては、健全化判断比率のほか、財政力指数、経常収支比率が一般的に活用されております。

最初に、財政力指数は、普通交付税の算定上計算されるもので、指数が1に近いほど財源に余裕があるとされており、令和2年度の本市の財政力指数は0.35となっております。一般的には財政力指数が1を超えたら不交付団体といいまして、普通交付税がもらえないというふうな制度になっているかと思います。

続いて、経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を測定する比率として用いられる数値でございまして、その数値が低いほど新たな財政需要に弾力的に対応できるとされており、令和2年度の本市の経常収支比率は95.3%となっております。

次に、これらの数値を他市と比較する場合には、類似団体との比較が多く行われております。この類似団体は、人口や産業構造に応じて類型化したもので、本市と同じ類型は全国で35団体あり、近隣では香川県の東かがわ市、兵庫県の南あわじ市などが挙げられます。

各市町村の令和2年度決算における財政指標はまだ公表されておりませんので、令和元年度で比較いたしますと、財政力指数は本市0.34に対して類似団体平均は0.41、

順位は35団体中22位で、本市は平均を下回っていることがあり、今後財政基盤の強化が必要であると考えております。

次に、財政健全化指標でございますが、先ほど企画総務部長のほうからも申し上げた部分と重複しますが、実質公債費比率は本市8.3%に対して類似団体平均は8.5%、順位は16位で、今後も比率の改善を目指してまいります。

また、将来負担比率は、本市の数値はございませんが、類似団体平均は14.9%と本市より大きく下回っており、今後も悪化することのないよう慎重な財政運営に努めてまいります。

そして、経常収支比率は、本市92.9%に対しまして類似団体平均は92.4%、順位は22位ということで、主に普通交付税の減少により数値が上がっており、経常経費の削減が必要となってきます。

続いて、2点目の今後の課題も含めた財政運営につきまして答弁させていただきます。

本市と類似団体とにおいて、財政指標の比較をいたしますと、財政力指数、経常収支比率が類似団体中22位であることから、財政力指数の改善につきましては、市税の収納率向上、また課税客体の適正な把握に努めるとともに、ふるさと納税の推進、未利用財産の売払いや貸付け、企業誘致の推進など、自主財源の確保に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

また、経常収支比率の改善につきましては、歳出構造の見直しが必要で、職員数の適正化、組織や事務の見直し、民間活力の導入など、徹底した行財政改革を推進し、歳出の削減、事務の効率化に取り組み、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 答弁いただきました。

やはり財政指標は、決算数値から自治体の財政状況を図る物差しであり、阿波市の現状がよく分かりました。現在、比較的良好な財政指標を維持向上させるために、副市長の答弁した取組を継続的に実践していただき、持続可能な阿波市の財政基盤の構築、また維持を継続していただくことをお願い申し上げ、この質問を終わります。

最後に、学校施設長寿命化計画についてであります。

本市では、平成27年度に、国の要請に従い、公共施設に関する計画として阿波市公共

施設等総合管理計画を策定しております。この総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的の対応方針を定める計画として、個別施設ごとの長寿命化計画、個別施設計画を策定することとされたところであります。このうち、学校施設を対象として、基本的な方針に基づく整備内容や次期費用等を具体的に表す計画が学校施設長寿命化計画であります。

学校施設は、子どもたちの学習、生活の場であり、充実した教育活動を存分に提供できるよう、快適で十分な安全性、防災性、防犯性を踏まえた施設整備を行う必要があります。さらには、地域住民にとって最も身近な施設であり、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として、また非常災害時には避難所として重要な役割を担っております。

本市の学校施設の耐震化は、合併後の平成19年度から平成26年度の8年間で完了しております。今後、先ほども申し上げましたが、学校施設の重要性に鑑み、市内の14校の小・中学校の校舎のみならず、体育館等の老朽化対策は将来の財政状況も見通しながら安全性を最優先として計画的に整備を進める必要があると考えます。

施設の劣化状況により点検や修繕等に要する技術が高コスト化するとともに、改修範囲の拡大により費用が増加いたします。そのため、従来のような施設に不具合が生じた際に対応する事後保全型の管理から計画的に施設の点検、修繕等を実施し、未然に防止する予防保全型の管理へと転換することが国において求められております。要するに、適時的確な整備が計画的に実施できるよう、学校施設長寿命化計画の策定が不可欠であります。

それでは、質問に入ります。

1点目の本市の計画の目的について、並びに2点目の計画策定のコンセプトについて、石川教育部長にお聞きします。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） はばたき坂東議員の代表質問の3問目、学校施設長寿命化計画について2点質問をいただいておりますので、順次ご答弁申し上げます。

まず、1点目、本市の計画の目的についてのご質問ですが、この計画の策定に当たり、本市の教育施設を安全で安心に長期にわたって使い続けるためには、改修費用の縮減、改修予算の平準化、学校施設に求められる機能、性能の確保を図る必要があります。

現在、阿波市の小・中学校施設は14校で、39棟を有しており、阿波市公共施設等総合管理計画2021におきましては、学校教育系施設の面積は6万9,834平方メートルで、本市が所有する公共施設面積全体の32%となっているところであります。

また、旧耐震基準で建築された小・中学校施設については、耐震補強を併せた大規模改修工事を平成26年度末に全て完了し、それ以外の築30年以上が経過した施設については計画的に大規模改修工事を実施しております。

将来的に多くの施設で老朽化による修繕費の増大が想定されることに加え、国が策定したインフラ長寿命化基本計画においても令和2年度までに個別施設ごとの長寿命化計画策定が求められていることから、総合的な観点での整備や管理運営の適正化を目的として、昨年度阿波市学校施設長寿命化計画を策定したところであります。

今後は、この計画に基づきまして、中・長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、安全で安心な教育環境の確保に努めてまいります。

次に、2点目の計画策定のコンセプトについてですが、まず阿波市学校施設長寿命化計画の策定に当たっては、中・長期的視点に立った教育インフラのコスト管理が大きな目標の一つに上げられます。

本市において、市町村合併に伴う財政支援措置が徐々に終了し、厳しい財政状況の中で効率的、効果的な施設の老朽化対策を進めるためには、従来のような建築後40年程度で改築するのではなく、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保する必要があり、国からは排出する廃棄物量も抑える方法が求められています。柱、はり、壁といった構造躯体を再利用する長寿命化改修においては、工事費の3割を占める構造躯体工事が不要であり、解体量も削減でき、工期も短縮されることから、合わせて4割程度のコストダウンが見込まれます。改修等の実施に当たりましては、児童・生徒にとって時代に即した学習環境を提供できるよう最大限に配慮し、建物の耐久性の向上や設備の省エネ化を図つてまいります。本計画は、5年を単位に見直しすることを基本としておりますので、市の財政状況や国等の制度変更に併せて適宜改定を行い、過去の改修や修繕履歴などもデータとして蓄積し、予防保全型コスト算定や継続的な施設管理に活用できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君） 順次答弁いただきました。

阿波市の将来世代を担う、またそれぞれの地域に居住する市民のために、建設時からの経緯、様々な要素を加味して策定されていると感じました。ぜひその計画が、長期間ではありますが、実施できるようお願いしておきます。

それでは、再問いたします。

ただいま部長のほうから答弁いただきましたが、それらも含め教育長に3点目の将来に向けての運用並びに思いについてお聞きします。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　はばたき坂東議員の代表質問の3問目、学校施設長寿命化計画についての再問、将来に向けての運用並びに思いについて答弁させていただきます。

学校施設は、子どもたちの学習、生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であります。このため、充実した教育活動が展開できる機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間性を育み、快適で十分な安全性や防災性、防犯性、そして衛生的な環境を備えたものでなければなりません。

本市の学校施設では、平成19年度から平成26年度に大規模改修工事を併せた耐震化工事が完了いたしました。平成29年度には、全小・中学校において普通教室へのエアコンの設置、令和元年度には校舎エレベーターの設置が完了いたしました。また、トイレの洋式化や自動水栓手洗い場の整備も行い、快適で安全に利用できる施設整備を行ってまいりました。しかし、本市の学校施設は、昭和40年代後半の児童・生徒数の急増期に一斉に整備されたものが多いことから、老朽化による安全性の低下や修繕費の増大が今後の課題となっております。そのため、昨年度策定いたしました阿波市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設を長く使えるよう計画的に整備してまいりたいと考えております。

財政負担の縮減や平準化を図りながら、災害時においても十分な安全性や機能性を確保し、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現と児童・生徒の健やかな学びの保障を両立できるよう最大限努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　坂東重夫君。

○5番（坂東重夫君）　答弁いただきました。

ただいま答弁されたように、本市においても阿波市の宝である子どもたちのため、長岡藩の米百俵の精神のように、本市の教育行政がさらに向上していくことをお願い申し上げ、私の全ての質問を終わります。

○議長（松村幸治君）　これではばたき坂東重夫君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分　休憩

午後2時14分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

13番吉田稔君。

○13番（吉田 稔君） それでは、議長の許可をいただきましたので、吉田稔、一般質問をさせていただきます。

まず、第1番目でございます。

近年、気象の専門家から言わせれば、地球温暖化の影響で台風が大きくなつたんではないだろうか、あるいは豪雨でもひどくなつたんじゃないかというふうな話をされる方もございます。確かにここ数年の中に大きな土砂災害が日本各地で起きております。我が阿波市もこれは人ごとでないなど。特に山間部を多く抱えておりますので、防災・減災についてはかなり真剣に取り組まなければいけないなと思っておるところでございます。

そこで、本市の土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現状と対策はどうされているのか。

それともう一つ、定期、不定期の点検や対策はされているのかについて、担当部長のほうからそれぞれお願ひいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 吉田議員の一般質問の1問目、土砂災害からの防災・減災についての1点目、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の現状と対策はどうされているのかのご質問に答弁させていただきます。

我が国は、国土の約7割を山地、丘陵地が占め、地質的にも脆弱で、梅雨時期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りを原因とする災害が全国各地で発生しています。国は、22年前の平成11年6月に起きた未曾有の広島6月豪雨災害を教訓として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法を平成13年に施行するとともに、土砂災害防止対策基本指針を定めております。

徳島県は、この基本指針にのっとり、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況などから、土石流、崖崩れ及び地滑りによる人的被害が発生する可能性のある箇所を対象に、基礎調査を実施し、市町村と連携して土砂災害防止法に係

る地元説明会を開催した上で、災害が発生するおそれがある土地を土砂災害警戒区域として指定しています。また、警戒区域のうち、著しい災害が発生するおそれのある土地を土砂災害特別警戒区域に指定することにより、土砂災害の防止対策の推進を図っております。本年3月末時点の県内の指定状況は、土砂災害警戒区域が1万2,401か所、そのうち県民の生命に著しい危害が生じるおそれのある特別警戒区域は1万1,627か所指定されています。

議員ご質問の本市の指定状況ですが、土砂災害警戒区域が313か所、このうち特別警戒区域は294か所指定されており、土砂災害の種類ごとの内訳は、土石流危険渓流が67か所、うち特別警戒区域50か所、急傾斜地崩壊危険箇所は246か所、うち特別警戒区域は244か所となっております。

次に、土砂災害警戒区域などの対策についてでございますが、土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に市民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市民に対し危険の周知、警戒避難体制の整備を整えるため、平成17年7月に阿波市地域防災計画を策定して、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、令和元年9月には土砂災害による人的被害を防止するために、危険性がある地域や指定避難所、医療救護所などを示したハザードマップを作成し、市内全戸に配布しております。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ市民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、県から特定開発行為、建築物の構造規制や移転勧告の措置について許可を受ける必要がございます。

今後におきましても、国や県などの関係機関と連携し、毎年のように変化する土砂災害などに関する最新の情報を、阿波市地域防災計画へ反映し、維持するとともに、台風の接近や大雨により土砂災害警戒情報の発表が予測される気象状況においては、早期からの情報収集に努め、発表時には直ちに音声告知端末や屋外拡声器、放送事業者などあらゆる媒体を活用し、市民にいち早く安全な避難行動や命を守る行動を取るよう伝達してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君）　吉田議員からの一般質問の1問目、土砂災害からの防災・減災についての2点目、定期、不定期の点検や対策はされているのかについて答弁さ

せていただきます。

国土交通省は、土砂災害の防止及び被害の軽減に関して、国民の関心と認識を深めるため、毎年6月を土砂災害防止月間としております。この期間中に、市民の皆様の生命、財産を土砂災害から守るべく、土砂災害危険箇所の巡視を行っております。今年度は、6月24日に徳島県東部県土整備局及び徳島中央広域連合消防本部、阿波吉野川警察署、阿波市消防団並びに市の建設課、危機管理課の職員により巡視を行いました。巡視箇所は、新規に指定された区域を中心に、市内の土砂災害特別警戒区域を見回り、土砂災害の危険箇所の現状把握に努め、関係機関と情報を共有しております。市として把握しております危険箇所につきましては、阿波市総合ハザードマップに反映されておりますので、市民の皆様には避難場所や避難経路について事前の確認をお願いしたいと考えています。

今後におきましても、行政と市民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、地域の防災力の向上や未然の防止策に全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉田稔君。

○13番（吉田　稔君）　阿波市でも土砂災害警戒区域が313か所もあるということで、私も初めて知りました。その中でも、人的被害を及ぼす影響が大きいというところ、特別警戒区域が294か所もあるということでございます。もうここ最近、西日本でも各地で被害が出ておりますが、我々阿波市もかなり厳重に警戒しなければいけないなと思いました。市民の皆様には警戒区域を記したハザードマップを全戸に配布してると。まさかのときには避難場所も記してあるということで、ハード、ソフト面でフォローはしているということでございましたが、7月でしたか、静岡県の熱海で大きな土石流が起きました。あれ市や県のほうが避難警告あるいは勧告というのを早くやっておれば、あそこまで被害は出なかったかも分からん。崩れるのはもう仕方ないとしても、人的被害、二十何人も亡くなるということはなかったかも分からぬというふうなことも言っておりました。いざというときに、災害対策本部で、市長を中心にチームを組んで当たっているそうでございますが、そういった的確な判断というのは非常に大事になってくると思います。そういったときに、ひとつ後れをとらないように、避難指示なり、勧告なりを出していただきたいと思います。

それから、この熱海で土石流が起こったことに対して、国のほうは各県でももう一度点検してほしいということで、徳島県でも災害区域に盛土があるか、あるいは今大丈夫かと

いうことを再点検するような指示が国から出ておるようでございますが、阿波市の場合はどうであったのか、担当部長にお聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 吉田議員の一般質問の1問目、土砂災害からの防災・減災についての再問、県における点検や対策の状況についてのご質問に答弁させていただきます。

徳島県東部県土整備局吉野川庁舎では、先ほども議員が申されましたとおり、本年7月に発生した静岡県熱海市における土砂災害を受けまして、県が管理する砂防堰堤の緊急点検を実施しており、本市にある市場町の野田原谷と土成町の飛行谷の2基の堰堤の堆積状況を確認しております。県からは、いずれの堰堤も異常はなかったと聞いております。

また、土砂災害の被害を軽減することを目的としたハード対策といたしまして、県において実施中の以前に災害があった阿波町の芋場谷及び飛行谷の砂防堰堤工事が今年度完了の見込みと聞いており、完成後はこれら渓流における土石流災害への安全度が向上すると期待しております。

今後も、国や県などの関係機関と連携いたしまして、土砂災害から人命を守るため、ハード対策のみならず、危険性のある区域を明らかにする警戒避難体制の整備など、ソフト対策の充実を図るとともに、引き続き災害防止工事等のハード対策についても県への要望を重ねてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 吉田稔君。

○13番（吉田 稔君） 県による緊急の県内の一斉検査の結果、阿波市では今のところ危険な箇所はないようであるというようなことでございました。ただ、自然相手でございますので、豪雨時には何があるか分かりません。やっぱり地元の市を中心に、あるいは地域の地元の方の声を聞きながら危険箇所の点検は年中滞りなくやっていただきたいというふうに思っております。取りあえずこういうことで防災・減災についての質問の項を終わらせていただきます。

2点目についてでございます。

農業ため池の管理についてということでございます。

もう3年前でしたかね、西日本でため池が二十数か所崩れたということで大きな問題になりました。まさかため池が決壊するとはと、地元は思っていたようでございますが、こ

れもやはり老朽化しているということも原因であろうかと思います。あるいは、地震で崩れる場合もあります。日頃の点検が大事だということを示した事例でございます。

そこで、阿波市にも六十数か所県が指定した防災重点ため池があるようでございます。特に今回は、阿波町の東長峰が新ごみ処理場の候補地に上がっておりますので、そのすぐ北に隣接している釜谷池というのがございます。貯水量は約10万トンで、かなり大きな農業用ため池でございます。県のほうが機能診断を順次しているそうでございますが、この釜谷池というのはゴルフ場に併設しておりますので、ゴルフ場に迷惑のかからないときに診断をしなければいけないということで、少し診断の着工時期が延びているようでございます。その点、ひとつ県のほうはどういう予定にしているのか、場合によったらまた市とか土地改良区も一緒に協力してゴルフ場の了解も得ながら機能診断をしていただきたい。その結果によっては、また補強も必要である場合もあるかと思います。まず機能診断が大事でございますが、県のほうとしてはいつ頃着工されるのか、副市長にお聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 春木副市長。

○副市長（春木尚登君） 吉田議員の一般質問の2問目、農業用ため池の管理について。阿波町東長峰に所在する釜谷池は、新ごみ処理場候補地の上流に隣接し、防災重点ため池、特定農業用ため池として県に指定されている。県による機能診断はいつ頃着工されるのかについて答弁をさせていただきます。

平成30年7月の豪雨災害を契機に、農林水産省により防災重点ため池の選定の考え方を見直され、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池とする新たな基準に基づき、本市では徳島県により釜谷池を含む63か所が選定されております。

また、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が令和元年7月に施行され、防災重点ため池のうち、地方公共団体が管理する農業用ため池を除いたものについて、県は関係市町村長の意見も聞いた上で特定農業用ため池として指定することができ、本市では釜谷池を含む60か所が指定されております。

さらに、令和2年10月1日に施行されました防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法において、決壊による被害から国民の生命、財産を守るため、県や市町村、関係団体と連携し、集中的かつ計画的に防災工事等を行うこととされており

ます。この法律の施行を受けまして、県は関係市町村と連携し防災工事等推進計画を取りまとめ、決壊危険性の評価や防災工事等を速やかに進めていくこととしております。

議員ご質問の県による機能診断はいつ頃着工されるのかについてでございますが、機能診断には地震や豪雨に対する耐性の評価のほか、ため池の劣化状況を評価する項目が挙げられます。今年度におきましては、釜谷池を含む市内全ての防災重点ため池において、構造や水利機能の低下状況を把握し、防災工事の必要性を判断するために、ため池劣化状況評価業務を順次実施していただいているところでございます。劣化状況評価を実施後は、ため池が決壊した際の影響を考慮した優先度に応じ、地震、豪雨耐性評価を行い、防災工事が必要と判断されたため池で対策工事を実施する方針であるとお聞きしております。

本市といたしましては、市民の安全・安心を確保するためにも、県や地元土地改良区と連携を密にし、釜谷池を含めた市内全ての防災重点ため池の機能診断の円滑な推進に向けて徳島県と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉田稔君。

○13番（吉田　稔君）　市内には特定農業ため池が60か所指定されているということで、順次県のほうから診断をしていっているということで、釜谷池も順番が来たらやるというような話でございます。ゴルフ場と併設されておりますので、いろいろ段取りもあるかと思いますが、そこは県と市と地元の改良区あるいはゴルフ場と相談の上で速やかに進めただけたらと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

続きまして、3番目、野にある野井戸の管理についてということで質問してございます。

市内の圃場整備ができたところは、井戸を撤去して、一旦全部の四角い農地に整備して、非常に効率がよい農業をしております。しかしながら、まだ圃場整備ができていない地域もたくさんございます。そういった中には、野井戸というか、もう古井戸になってしまったんですが、セメントの四角柱のコン柱で上を蓋して、利用というか、もうそのまま置いてあるところも点々とございます。

現在、借りて農業をする方という方が増えておりますので、借りた土地に井戸があるかないかというのも分からぬ状況もかなりあるようでございます。自分の土地だったら、

井戸を埋めて、その上に土載せて、作物を作っているとかというふうなことは、親からあるいはおじいさんから聞いて分かつとるんでございますが、やっぱり他人の土地を借りた場合、特にまた耕作放棄地であった場合は、もう草が生い茂って、池があるのか、井戸があるのか、それも分からぬようなどころも結構目立っております。

私も、近所で実は大阪の方が、地元では親がいないので土地の管理に困っておるんでございますが、荒れている農地を大阪の方がひいてくれますかということで、トラクターが乗り入れてひいておったんですが、まさか田んぼの真ん中あたりが陥没していたということで非常にびっくりしました。トラクターがもしも落ちたら、これトラクターが3台か4台入るぐらいの大きな穴でございました。というのも、農地の真ん中でセメントで井戸を蓋して、その上に土を載せて作物を作っていた土地でございますが、ここ5年ぐらい作り手がなくて、耕作放棄されておったんでございます。その間に、もぐらが井戸の上で穴を開けたんかどうか知りませんが、土や砂が井戸の中へ落ちて、結局井戸の上の蓋が陥没していました。私も、まさか五、六年前に土地をひいたときはそんなことはなかつたんですが、久し振りに耕うんしてると陥没しているところに出くわしました。もう少しで落ちるかなというところまで行ったんでございますが、若い農業後継者がこの頃農地を借りて非常に拡張しております。農作業というのは、春の植付け、秋の収穫とかといいつつときに集中しますので、もう一生懸命1反当たりできるだけ時間を短くして次の農地へ行かなるということで、必死で皆トラクター作業をしておりますので、慌ててひいていった場合、もしも目の前に井戸の蓋が開いてたとか陥没したらこれ非常に大きな問題になるなというふうに私も実感したところでございます。

また、近所にも同じく、他人が借りてる農地のへりに井戸があるんでございますが、井戸の蓋が全面のセメントの蓋でなしに、20センチ四角で長さが1メートル50ぐらいの、コン柱を隙間を空けて格子状に置いてあるんです。全部並べるとちょっと高くつくからというんで、隙間があって並べてあるんで、これ農作業に子どもを連れてきてそこらで遊んでいたら落ちるんとちゃうでと、こう近所の方に言われました。その地主も、実はもう夫婦が施設に入っておりまして、いないので、この井戸の全面に蓋をするとか埋めるとかという話もできない状況でございます。そういった思わぬところに井戸があります。まだ圃場整備がしてないところでは点在しているようでございます。そういったところに市のほうが少し補助して、地主の了解を得て埋めるなり蓋を完璧にするなりすれば、農作業中の事故もなくなるし、子どもがついてきて遊んでいても落ちる心配もないんじゃないかな

など。目の前でそういう状況を見ますと、非常に怖い状況でございます。

井戸というのは、上部のへりの直径よりか下が大きいんです。もう一旦落ちたらなかなか一升瓶とか土瓶みたいなもんで、下が膨らんでいるので上へ石垣を伝ってでも上がれないような構造にほとんどはなっております。これは、もう事故をしてからではちょっと遅いなど。圃場整備ができれば、もうこれも撤去して四角い農地になるんですが、なかなかできていないところは野井戸が点在しております。そういったところに、今度農業後継者にどんどん農地を、農業委員も、我々も皆あっせんしているんでございますが、草が茂っていると井戸の上の状況も分からぬ状況でございます。しかも、トラクターが大きくなつて重量があるもんですから、少々のコン柱だったら折れて落ちてしまうというような状況でございます。もう地主で井戸を埋めようかという勢いのある方もなかなかこの頃いないで、市の補助があれば借りた人がやってもいいというふうな声も私に届きました。

ということで、市のほうでこういう井戸、もう古井戸が多いんですが、危険性除去のために、地主なり借手が埋設するなり、蓋を頑強にするなりする場合に補助はできないかということで今回質問させていただきました。

市のほうでは、単独事業で一毛田、ふけの田というんですが、それを乾いた農地にするために暗渠排水の設備には補助を出しています。それから、小さな農地を、あぜをのけて1枚に広くするという小さな圃場整備にも補助を出しております。その一環として、古い井戸の蓋を頑強にするなり、埋めるなりする地主なり借手がおるんであれば補助してあげたら、危険性もなくなり、若い後継者も安心して農地を借りて農作業ができるんでないかなと思いまして、今回補助はできないかということで質問いたしました。担当部長の答弁をお願いします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 吉田議員の一般質問の3問目、野井戸の管理について。田畠に点在し、農作業事故等の危険性が高い野井戸の埋設経費に補助はできないかについて答弁させていただきます。

野井戸とは、田畠の間にあって、昔からよく使われている深さ約8メートル程度の石積みで作られた掘り井戸のことです。主にかんがい用に利用されてきました。本市に残る旧土成町史によると、用水施設が整備されたことにより利用しなくなった野井戸が当時の市場警察署管内である市場町、阿波町、土成町には約3,350か所もあり、子どもたちの転落事故が多く発生したという記述がございます。

また、本市を含む吉野川北岸地区は古くから農業用水の確保に悩まされておりましたが、昭和46年に着工されました国営総合かんがい排水事業が平成元年度に完成し、吉野川北岸用水として通水が開始されて以来、年間を通して安定した農業用水の供給が可能となりました。同時に、県営事業などによりパイプラインの整備が進み、飛躍的に用水利用の効率化が図られ、現在では多くの野井戸がその役割を終えているのが現状であると考えております。

そこで、議員ご質問の野井戸の埋設経費に補助はできないかでございますが、多くの野井戸は、作業時の事故や耕うん時の作業効率の低下などにつながることから、営農に支障を来しているものと認識しております。野井戸を埋設し、農地として利用することによって農業従事者が農作業を安全に安心して行うことが可能となり、農作業の効率化が図られ、生産性の向上にもつながります。農作業事故等のおそれのある野井戸につきましては、課題であると考えておりますが、補助制度につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉田稔君。

○13番（吉田　稔君）　部長の答弁では、慎重に検討したいということでございます。

農業法人とか若い認定農家の方の声も聞いていただきまして、現場はどうかなというのを言つてもらえると思いますので、必要性があれば——私は必要性があるなと思うんでございますが——前向きに検討していただけたらと思います。この件については終わります。

次に、最後になりましたが、4点目でございます。

公共施設等総合管理計画の見直しについて質問いたします。

本市の公共施設は、令和2年度末で総数356にわたり、その4割は建築後40年を経過していると。老朽化が進行しており、その更新経費が課題になっているところでございます。市民の利便性を一番に考えた最適配置を目指すことが重要ではありますが、財政面でも普通交付税の合併特例措置も昨年度で終了いたしまして、現在普通交付税も大きく減額されています。さらには、人口減少、少子・高齢化により市税等の自主財源の伸びも見込みにくく、そういう経済情勢でございます。歳出においては、社会保障関連経費の増加が予想されます。

このような状況の中で、持続可能な公共施設の運営を行っていくためには、市民ニーズ

に配慮した計画的で長期的なマネジメントが非常に重要となります。

本市は、平成27年度に阿波市公共施設等総合管理計画を策定されております。そして、29年度には個別の施設ごとの管理計画も策定しております。しかし、今回その両計画について、より現実的な、より精度の高い見直しをしようということで取組を進めているそうでございます。

そこで、本市の現状計画について、そして見直しの目的や理由について、担当部長にお伺いいたします。

○議長（松村幸治君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 吉田議員の一般質問の4問目、公共施設等総合管理計画の見直しについての1点目、現状の計画と見直しの目的や理由についてのご質問に答弁をさせていただきます。

吉田議員のお話のとおり、本市におきましても昭和40年代後半から多くの公共施設を整備してきました経緯から、それら施設の老朽化が進行している一方で、少子・高齢化に伴います社会保障費の増加、人口減少、特に生産年齢人口の減少に伴います税収の減少など、財政状況は厳しい状況でございます。

そこで、多額の費用がかかります公共施設やインフラ施設の管理への取組が重要と考え、施設全体の管理に関する基本的な方針を定めた阿波市公共施設等総合管理計画を平成27年度に策定しております。この計画におきまして、公共施設の管理に関する基本方針を決定する上での指標ともなります人口の動向や財政の状況を分析したほか、施設の更新費用の試算も行っております。試算結果によりますと、毎年多額の財源が不足するという予測が示されました。

このような現状から、阿波市公共施設等総合管理計画におきましては、将来の人口や財政状況、また市民ニーズをしっかりと踏まえながら、機能維持を図るだけではなく、施設の機能、性能、安全の向上も含めた長寿命化工事を実施するなど、既存施設の抜本的見直しに取り組んでおります。平成29年度には、その総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な方針を定めた阿波市公共施設個別管理計画を策定しております。平成30年度から令和4年度までの5年間を第1期マネジメント期間と設定いたしまして、以後令和19年度までの合計4期、20年間のマネジメント期間を設け事業を進めております。

成果といたしましては、平成27年度から令和2年度の5年間に施設の集約化や譲渡、除却事業によりまして、施設の総延べ床面積が約5,700平方メートル、全体の約3%

減少いたしました。そのほか、旧市役所を阿波地域交流センターへと改修し、阿波運転免許センターなどへ施設の一部を貸付けするなど施設の利活用事業に取り組み、財政状況に配慮した適切な施設管理に取り組んでいるところでございます。

総合管理計画の見直しに関しましては、個別管理計画の内容を反映させた見直しに取り組むよう国から要請がありましたこと、総合管理計画策定から5年が経過し、本市を取り巻く状況や事業の実施により公共施設の状況にも変化がありましたことから、令和2年度より阿波市公共施設等総合管理計画の見直しを行い、今年5月に改定いたしました。

今回の改定では、さらなる公共施設マネジメントを推進するため、施設延べ床面積の削減目標を設定いたしました。削減目標につきましては、個別管理計画のマネジメント期間であります1期5年間で施設延べ床面積を6,500平方メートル削減、4期20年間で2万6,000平方メートルの削減を目指すことといたしました。

今後につきましては、計画に沿って事業を推進するとともに、ライフサイクルコストの削減や建物の日常点検などを行い、既存施設の使用年数をできるだけ延ばすなど、更新費用の削減を図っていく努力をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉田稔君。

○13番（吉田　稔君）　国のほうからの指示もあったんだろうと思いますが、国も財源が厳しい、地方もそうでございます。合併前に造った箱物について、必要なものは残す、あるいはダブるものは集約するという、一つ見直しが大変必要であろうかと思います。

阿波市も合併して15年間で人口が6,300人減ったというデータが出ております。合併当初4万1,000人余りおった人口でございますが、令和2年ではもう3万4,000人余りということで、15年間で6,300人減少しております。1年平均しますと400人余り減っているということで、税収も同じく減っている状況でございます。そんな中で、今まで建てた箱物を維持していくということは、今後必要なサービスに予算が回せないということになります。いかにスリム化するかということが大きな課題であろうかと思います。

そこで、町田副市長にお聞きしたいんでございますが、当初の計画、もう一度見直していく、現実的なものに、あるいはニーズに合ったものに集約していくということでございますが、コンサルとかに任せずに自前でやるような話も聞いておりますが、どういった方法で見直しを具体的に進めているのかお聞きいたします。

○議長（松村幸治君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の再問、今後の具体的な見直しへの取組や手段についてどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

先ほども議員のほうから申されておりましたが、本市の公共施設は老朽化が進行している状況でございます。これら老朽化を迎えた施設につきましては、市民の皆様が安全・安心で快適な施設利用ができますよう、施設の更新が必要となっているところでござります。また一方で、今議員が申されましたように、国勢調査によりますと、本市の人口は昨年度10月1日基準でいたしました令和2年度の速報値では3万4,761人と、阿波市が誕生した平成17年から15年間で6,315人減少しております。今後もこの傾向が継続されることが予測されております。

次に、本市の財政状況につきまして申し上げますと、市町村合併に伴う普通交付税の特例措置等が終了しましたことから、普通交付税におきましてはピークでありました平成27年度からは約10億3,000万円減少しており、財政状況が厳しくなるものと考えられます。先ほど企画総務部長の答弁にもありましたが、今年5月に阿波市公共施設等総合管理計画を改定いたしましたことに伴いまして、各施設の具体的な方針を定めました阿波市公共施設個別管理計画の見直しを現在行っているところでございます。現在の個別管理計画の内容を精査しまして、より精度が高く実効性のある計画への改定をしたいということで、やり方といたしましては、所管する市職員で設置する阿波市公共施設マネジメント推進プロジェクトチームを設置したところでございます。現在、プロジェクトチームでは、各施設の劣化状況、使用頻度及び建設時の財源調査など、個別管理計画を検討するために必要な各種調査を進めているところでございます。

今後の公共施設の管理につきましては、人口減少や厳しい財政状況への課題に対応するほか、少子・高齢化や社会的ニーズの変化などにより利用頻度が減少している施設もあることから、市民の皆様のニーズを十分踏まえた上で施設全体の適正化を図っていくことが重要だと考えております。

今後、個別管理計画の改定に向けて、このプロジェクトチームを中心に各種調査をまとめ、各施設のマネジメントの方針を十分検討し、より実効性のある計画に改定、そしてその計画に基づき事業を進めることによりまして、将来行政需要の増大が見込まれる中、市民の皆様のニーズに適応した持続可能な行政運営ができますよう適切な公共施設の管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君）　吉田稔君。

○13番（吉田　稔君）　今、副市長から見直しについてお話をいただきました。

コンサル会社に丸ごと頼むというんでなしに、市の職員でチームを組んでやってみたいということでございます。阿波市の内情は、市の職員が一番よく知っていると思います。市民がもう必要でない、不要になった施設というのは、もう思い切って整理していかなくてはいけないと思います。しかしながら、時代に合った市民からのニーズというのもございます。そういうところはひとつ大事に残していただきたいと思います。地方交付税が少なくなっていく、あるいは市の人口が減り自主財源も少なくなしていく中で、見直しということは非常に大事なことでございます。見直して、浮いた財源はまたひとつ必要な部門に回していただけるように、今回思い切った計画を立てて、また実施に移していただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松村幸治君）　これで13番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（2番　武澤　豪君　早退　午後3時01分）

午後3時01分　休憩

午後3時14分　再開

○議長（松村幸治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

8番中野厚志君。

○8番（中野厚志君）　それでは、議席番号8番中野厚志、ただいまから質問を始めます。

1番目の質問は、不登校生について。

最近、不登校生が多いことないですかという声が聞こえてくるようになり、身近でも不登校生を確認することで、実態はどんなものなのか知りたくなりました。以前は、貧困が原因で不登校生の児童・生徒もいました。義務教育が十分受けられず、現在徳島県では全国初の県立の夜間中学であるしらさぎ中学校が今朝の徳島新聞に折り込みのOUR徳島にも載っており、現在通学している人が37名おるという記事も載っていました。その

後、社会福祉が充実して補助制度ができたり、現場にカウンセラーが派遣され、心理的な面からの支援もあり、不登校生も少なくなりましたが、家庭の事情が悪く登校できない子もいました。しかし、現在は、経済的に恵まれている家庭の子でも不登校になっているケースが見られます。

そこで、質問します。

市内小・中学校の不登校生の割合はどれくらいか。

不登校になった理由はどんなものか。

2番目として、不登校生のうち阿波っ子スクールに通っているのはどれくらいか。よろしくお願いします。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　中野議員の一般質問の1問目、不登校生についての1点目、市内小・中学校の不登校生の割合はどれくらいか、また不登校になった理由はどんなものかについてと、2点目、不登校生のうち阿波っ子スクールに通っているのはどれくらいかについて、一括して答弁させていただきます。

1点目についてですが、令和2年度阿波市内小・中学校の不登校児童・生徒の割合は、小学校が約1.2%、中学校が4.3%でした。

なお、令和2年度の不登校生の全国の割合はまだ報告されておりませんので、令和元年度の全国割合で報告いたしますと、小学校が0.8%、中学校が3.9%でした。令和2年度阿波市の児童・生徒が不登校になった理由についてですが、小学校では生活リズムの乱れ、遊び、非行に起因する児童が39%と最も多く、次に無気力、また不安に起因する児童が22%となっております。中学校では、無気力、不安に起因する生徒が65%と最も多く、次に生活リズムの乱れ、また遊び、非行に起因する生徒が14%となっております。

次に、2点目について答弁いたします。

令和2年度阿波っ子スクールに通っている小学生は1人で、中学生は12人でした。今年度は、中学生11人が阿波っ子スクールに通っております。阿波っ子スクールでは、児童・生徒の学校復帰を目的として、子どもたちの情緒の安定、基本的生活習慣の改善、集団生活への適応、基礎学力の補充などのための相談、適応指導を行っております。また、阿波っ子スクールでは、不登校の子どもを抱えている保護者を対象に、平成30年2月から毎月1回保護者交流会を開催しております。交流会では、保護者同士が悩みを相談し合

ったり、悩みに対するカウンセラーからの助言があったりと、保護者支援の場となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

大体小学生は100人に1人、中学生は100人に4人の割合で不登校生が存在する。 原因は、生活リズムの乱れ、遊び、非行、無気力、不安。小・中で割合が違いますが、6割から8割がそれに該当することが分かりました。阿波っ子スクールには、令和2年度、小学生1人、中学生12人、今年度は中学生11人が通っているということで、利用者が多く、重要な役割を果たしていると感じます。また、保護者を対象にして毎月1回保護者交流会を開催してカウンセラーから助言をしていただけることは、悩みを抱えている保護者支援の場を設けていることで、すばらしいと思います。

阿波っ子スクールでの地道な取組を踏まえ、ここで再問します。

学校担任等は、不登校生に進路指導等どのような手立てをしているのかお答えください。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の1問目、不登校生についての再問、学校担任等は不登校生に進路指導等どのような手立てをしているかについて答弁させていただきます。

不登校生徒への進路指導については、担任や進学主任、管理職から成る進路指導委員会で方針を決め、組織的、計画的に指導に当たっております。担任や学年主任が家庭訪問をし、当該生徒や保護者と進路についての話し合いを重ね、進路決定をしていきます。

また、進学のための対策として、生徒が登校できたときには、一斉指導だけでなく、個別に学習指導や面接練習、作文指導などを行っております。登校ができない生徒に対しては、家庭訪問を行い、面接練習や作文指導などを行っております。令和2年度は、中学校3年生の不登校生徒が11人おり、そのうち高校進学した生徒が10人、就職や家事手伝いの生徒が1人でした。登校が難しい児童・生徒の原因は、学校生活に起因するもの、また家庭生活に起因するもの、不安や悩みなど多種多様でございます。

したがいまして、教育委員会といたしましても、各学校と連携を図りながら、カウンセラーなどによる相談体制の充実を図り、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧な

進路指導を心がけ支援をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 学校での教育活動の上に個別に学習指導等を行ったり、家庭訪問をして面接、作文指導等、令和2年度の中學3年の不登校生徒11人のうち10人が高校進学できしたこと、先生方のご努力ぶりに頭が下がります。

先日、不登校生によく関わっている方に話を聞く機会がありました。ご自身も障害を持つ子どもさんを育て苦労し、よく勉強されます。今、答弁でもありましたように、不登校の原因は個人によって全く違うと言ってました。最近は、発達障害に気づかず、対応を間違えて不登校になったケースもあると。また、せっかく頑張って登校しても、今日はあの先生は出張してるからいませんとかで、学校で対応してくれる先生がいないというケースもあるそうです。阿波っ子スクールに通うのにデマンドが使えない。要望して議員の発言でやっと実現。子どもに自立心を持たせる今、保護者の不登校に対する子ども理解と前向きな姿勢が必要と力説していました。引き続き、子どもや保護者の気持ちに寄り添いながらという観点を忘れることなく、支援をよろしくお願ひします。

それでは、2番目の新型コロナウイルス感染症対応について質問します。

阿波市の児童利用施設で累計20人のクラスターが発生したり、8月になってから阿波市だけでも30人近くの感染者が確認されました。8月下旬の1日の県内の感染者数は50人を超え、20歳未満が増えている。保護者は学校での教育活動に少なからず不安を覚えていると思います。

そこで、質問します。

学校のクラスター対策についてどう考えているのかお答えください。

○議長（松村幸治君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 中野議員の一般質問の2問目、新型コロナウイルス感染症対応についての1点目、8月下旬の1日の県内の感染者数は50人を超える、20歳未満が増えていると、学校のクラスター対策はどうなっているかについて答弁させていただきます。

中野議員ご指摘のとおり、感染者数の急増により、8月19日、とくしまアラート・特定警戒が発動されました。これを受け、県教育委員会は新たに教育活動に係る感染防止対策についての指針を示し、阿波市内の小・中学校においてもこれを遵守し、教育活動を行っております。

示された感染対策といたしましては、密の回避やマスクの着用、手指消毒の徹底などの基本対策はもとより、感染リスクの高い教育活動の例が示され、現在は実施しないようにと通知がありました。また、県教育委員会からは、感染症対策と学びの保障の両立を図るため、学校において複数の感染者が出た場合、感染拡大予防策として分散登校の実施についての指針が示されました。

阿波市教育委員会といたしましては、分散登校の実施に備え、校長会や給食センター、子育て支援課などと協議を重ね、教室での子どもたちの距離が十分保たれるよう、分散登校の方法についての方針を示したところでございます。

学校での感染拡大リスクの低減を図るためのPCR検査についてですが、感染者が学校内で生じた場合には、早期発見、早期対応が求められるため、国から小・中学校に対して抗原簡易キットが無償で配布されることになっております。また、県外の公式試合やコンクールに参加する部活動については、県が実施している無償のPCR検査を大会参加前後に受けることができます。学校では、感染拡大が起きないよう、基本的な感染対策はもとより、一層教育活動での感染防止対策の徹底を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 県の教育委員会から、いち早く教育活動における感染拡大防止対策がなされ、市内の学校も密の回避、マスクの着用、手指消毒を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない等、感染防止に努めていることが理解できます。もし感染者が発生したら、分散登校とPCR検査を実施していく感染拡大予防策も準備はできていると感じました。一人一人の大切な命を守っていく活動としてご尽力をよろしくお願いします。

3番目の質問に参ります。

3番目、児童・生徒の健康面について。

6月議会で徳島県77.7%で、特定保健指導率全国1位という記事から、大人の生活習慣病に対する取組状況での質問をしました。阿波市の特定保健指導率は、県内11位で86.6%で、もちろん県平均より高く、生活習慣病の人が多いという認識を得ました。そして、7月29日の徳島新聞に「県内の子ども肥満高水準、20年度、12歳男子全国ワースト」という大きな見出し。内容は、徳島県の幼稚園児や小・中高生は肥満傾向の割合が男女とも全年齢で全国平均を上回ることが、文部科学省が28日に発表した2020年度学校保健統計調査で分かったということです。それに、全国的に肥満傾向のある生徒

の割合が増加し、先ほどほかの議員の質問でも出ましたが、裸眼視力1.0未満の小・中学生の割合が過去最多となったというショッキングなニュースもありました。コロナの影響も多少あるかもしれません、この調査結果を見て、では本市の子どもの実態は体格、体力面と併せてどうなのか、お答えください。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　中野議員の一般質問の3問目、児童・生徒の健康面について答弁させていただきます。

1点目の本市の児童・生徒の体格、体力について、国や県平均と比較してどうなのかについて答弁させていただきます。

文部科学省の令和2年度学校保健統計調査によりますと、小学校1年生から中学校3年生までの9学年の調査ですが、まず身長については、12歳男子が全国平均、県平均を上回っております。それ以外は、男女ともに全国平均、県平均のいずれかを下回っております。

次に、体重については、8歳男子、8歳女子、10歳女子が県平均を下回り、それ以外は男女ともに全国平均、県平均の両方を上回っております。本市の子どもたちは、身長が全国、徳島県よりも下回っており、体重は全国、徳島県よりも上回っている調査結果となっております。

体力に関しては、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によりますと、この調査は小学校5年生8種目と中学校2年生の9種目を対象としております。種目によって上回るもの、下回るもの、様々ではございますが、小学校5年生男子は合計得点としては全国平均、県平均を上回っております。女子は、全国平均を下回っていますが、県平均は上回っております。中学校2年生男女とも、合計得点は全国平均、県平均を下回っています。

特に結果が顕著な種目として、握力は中学生の男女とも県平均を上回っていますが、それ以外の種目は下回っております。また、反復横跳び、持久走など、持久力に関する種目が劣っている傾向がございます。

2点目の県内子どもの肥満高水準、本市は過去の統計と比べ肥満傾向の心配はないのかについてでありますが、徳島県の児童・生徒は肥満傾向の割合が男女とも全年齢で全国平均を上回ることが令和2年度学校保健統計調査で分かっております。12歳男子が全国ワーストとなったのをはじめ、8歳男子、12歳女子がワースト2位となっております。

県教育委員会によりますと、県内は糖尿病死亡率が全国でも高く、大人の食生活が影響しているのではないかと分析しております。本市の子どもたちの肥満度は、全国、徳島県よりも高く、また過去のデータと比較しても年々肥満度が高くなっている状況もあります。

そこで、取組といったしましては、学校ごとに体力向上計画を作成し、例えば朝の持久走や縄跳び、集会による運動の奨励、外遊びの啓発、教材を使った体力アップ、また児童・生徒の健康状態を定期的に保護者にお知らせする健康カードの配付も行っております。また、体づくりは食育とも大いに関係することから、栄養教諭による食習慣の改善、食に関する指導も行っております。

今後においても、児童・生徒が興味を持って楽しく参加できる運動を推奨するとともに、心身とも健康で安全な生活を送ることができるよう指導してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 体格、体力につきましては、大体そこそこ全国平均並みにはあると。持久力が少し劣っているというのがちょっと寂しい気がしました。そして、予想はしていましたが、本市の子どもたちの肥満度は全国、徳島県よりも高く、また過去のデータと比較しても年々肥満度が高くなっているという報告をお聞きすると、やはりちょっとショックです。何が原因か、文科省は肥満と痩せ過ぎが増えたことには、生活習慣の変化や運動不足が影響した可能性があると分析しています。県教委は、答弁の中でありましたように、県内は糖尿病死亡率が全国でも高く、大人の食生活が影響しているんではないかと分析しています。外遊びを含め、運動の機会を増やし、食生活の改善を進め、コロナ禍ですけども子どもたちが心身ともに健康な生活が送れるよう、学校、保護者、地域が連携した取組をまたよろしくお願いします。

それでは、4番目の新ごみ処理施設について質問します。

この問題を新聞の見出しから入らせていただきますが、8月13日の徳島新聞に固形燃料の販路不透明と大きな見出し。その記事の中に、住民説明会でも固形燃料は本当に売れるのかという質問があったと。また、実現性に疑念を抱く住民側の懸念は拭えていないと分析しています。

私自身、初めてこの燃料化方式を知ったときは、固形燃料にする循環型の処理方式はすばらしいなと思いました。しかし、持続可能な開発目標から考えると、幾つか問題点もあ

るようと思いました。

1つ目は、 固形燃料を阿波市内で燃やさないが、 市外で燃やすので気候変動の緩和には役立たない、 確かに石炭よりはCO<sub>2</sub>は少ないんですけども。

2番目として、 国が脱炭素化を推進する方針を出し、 三豊の販売先でもある製紙会社もそれを近々受け入れようかという話もある。 それを考えると、 固形燃料の販路先が将来的に確保されるのかという心配もあります。 今後、 持続可能な開発目標を達成するため、 市民から知恵やアイデアを聞くことも必要になると思います。

そこで、 質問させていただきます。

1番目、 国が脱炭素化を推進する中で、 固形燃料の販売先はどうなるのか。

2番目として、 ごみ問題は市町民全員の問題、 市民参加型の施策を考えてみてはどうか。

以上、 お答えください。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 中野議員の一般質問4問目、 新ごみ処理施設について複数ご質問をいただいておりますので、 順次答弁をさせていただきます。

1点目の国が脱炭素化を推進する中で、 固形燃料の販売先はどうなるのかについてでございますが、 中野議員のご質問につきましては、 先ほどの志政クラブ笠井一司議員の代表質問でも答弁させていただいておりますが、 現在中央広域環境施設組合で行っているごみ燃料化施設、 好気性乾燥発酵方式整備に係る事業方式等検討業務におきまして、 新ごみ処理施設で製品化する固形燃料の販路について調査をしております。 この調査と企業訪問により、 新ごみ処理施設で製品化する固形燃料の受入れが可能であると回答をいただいている企業もあると承知しております。

また、 10月に開催予定の第3回新ごみ処理施設整備検討会におきまして、 受入先の確保についての調査結果報告がございますので、 情報を整理し、 相手先企業等との調整を行い、 市民の皆様が安心できるようできるだけ早期に報告をさせていただきたいと考えております。

2点目のごみ問題は、 市町民全員の問題、 市民参加型の施策を考えてみてはどうかについてでございますが、 計画中の新ごみ処理施設につきましては、 吉野川市が令和7年7月末をもって中央広域環境施設組合から脱退することが決定しており、 令和7年8月稼働開始からは、 本市、 板野町、 上板町で中央広域環境施設組合の運営を行ってまいります。

中央広域環境施設組合といたしましては、まず新ごみ処理施設の建設候補地である東長峰地区を含む地元の皆様のご同意をいただくことが最優先であると考えまして、新ごみ処理施設周辺の東長峰自治会をはじめとする8つの自治会を対象として、4月に第1回地元説明会、5月に先進地視察、7月に第2回地元説明会、8月に第2回先進地視察を開催しております。

説明会等において、住民の皆様から質疑のありました内容につきましては、記録としてまとめさせていただき、新ごみ処理施設の周辺自治会の全ての住民の皆様にお渡ししております。

ごみ問題は、市町民全員の問題との中野議員のお話のとおり、ごみの分別、ごみステーションの管理、不法投棄の防止、清掃ボランティア活動など、多くの事柄において市民の皆様のご協力をいただくことが必要であります。また、廃棄物処理法第4条では、一般廃棄物の適正処理に必要な措置、施設の整備については市町村の責務とされていることから、令和7年7月末に稼働期限を迎える現施設に代わる新ごみ処理施設については、本市、板野町、上板町にて責任を持って取組を進め、施設建設に遅れが生じてごみ収集が行えないなどの事態により住民生活に重大な影響を及ぼすことのないように事業を推進していく必要がございます。

ごみ問題について、市民参加型の取組としましては、現在稼働中の中央広域環境センターにおいては、公害審査委員会に市民の方に委員としてご参加をいただいているほか、市内外の方からごみ問題についての疑問、質問等をいただいた場合には電話、メール、文書などで回答させていただくなど、できる限り市民参加の形で情報の公開に努めていると聞いております。

本市におきましても、新ごみ処理施設とはどのようなものかを知っていただくため、プロモーション動画を7月30日から阿波市のケーブルテレビで放送開始するとともに、8月3日からは阿波市ホームページでもユーチューブによる配信を行い、広報阿波9月号には記事を掲載するなど、市民の皆様に広く情報を発信する取組を行っております。

議員がご質問の市民参加型の施策の実施につきましては、現状における新ごみ処理施設建設スケジュール等からして難しいものとは考えておりますが、新ごみ処理施設建設につきまして地元の皆様のご同意がいただけましたなら、本市、板野町、上板町にお住まいの皆様に対して新ごみ処理施設についての様々な情報を報告させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 調査と企業訪問により、新ごみ処理施設で製品化する固形燃料の受入れが可能であると回答いただいた企業はあるとの報告に少し安心したところがあります。10月以降に受入先の報告ができるとのこと、期待しております。それから、市民参加型の取組としては、現在稼働している中央広域環境センターで開催している公害審査委員会に市民が委員として参加している。また、ごみ問題の疑惑、疑問、質問には電話、メール、文書で回答させていただき、市民への情報の公開に努めているとのこと。新ごみ処理施設建設の市民参加型の施策の実施については、スケジュール等から難しいと考えていること。

昨日、徳島新聞に私たちの明日を語り合う会が関係市町の全住民を対象にした説明会の開催を求める要望書と440人分の署名を市長に提出したという記事が載っていました。私も、この私たちの明日を語り合う会の会員です。ですから、新ごみ処理施設候補地の地域だけの問題ではなく、関係市町全住民の問題として捉えています。ごみ問題に限らず、市民の声を聞き、市民とともに考え方行動する姿勢とその体制を早めにつくっていただくことを要望して、この質問を終わります。

続いて、5番目の農業について質問させていただきます。

今、農業を取り巻く情勢は非常に厳しいです。その上に、コロナ禍で米の大幅な需要減少による米価の下落が起こっています。新米の収穫が始まる中、農協から農家に支払われる仮払金や買取り価格が前年比で2割から4割も下落しています。あきさかり30キログラムが去年の6,000円から4,700円、あきたこまち60キログラムが1万2,000円から9,500円といった具合です。まさに営農の危機です。阿波市でも、販売農家数が2015年の2,400戸から2020年には1,800戸台にまで減少しています。これ以上耕作されない農地を増やさないために、農地の貸し借りを推進したいと思いますが、そこで質問させていただきます。

1、遊休農地、荒廃農地の現状及び農業委員会や農地中間管理機構を通した農地の現状はどうになっているのかお答えください。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問5問目、農業について。遊休農地、荒廃農地の現状及び農業委員会や農地中間管理機構を通した農地の現状はどうになつ

ているのかについて答弁させていただきます。

初めに、遊休農地、荒廃農地の現状についてであります。農業委員会では、農地法第30条の規定により、毎年8月から9月にかけまして農地パトロールと言われている農地の利用状況調査を実施しております。その結果、令和2年度の遊休農地、荒廃農地の面積につきましては、約89ヘクタールで、令和元年と比較しますと筆数で14筆、面積で約1.2ヘクタール減少しております。これは、近年遊休農地や荒廃農地を利用した太陽光発電施設の設置などにより、数字的には減少傾向にあるものの、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより耕作されなくなった農地は年々増加しており、本市農業にとって大変深刻な課題となっております。

次に、農業委員会や農地中間管理機構を通した農地の現状はどうになっているのかについてであります。農地の所有者が認定農業者など、農業の担い手に農地を貸し付ける利用権設定等促進事業では、最新のデータとして面積が約559ヘクタールとなっております。

また、徳島県農地中間管理機構が中間的な受皿となって所有者から農地を借り受けて担い手に貸し付ける農地中間管理事業では、現在約85ヘクタールとなっており、合計しますと約644ヘクタールの農地が貸し付けられ、耕作されております。

これらの制度は、農業の担い手への農地集積を図るとともに、遊休農地や荒廃農地の拡大を防止する観点から大変効果的な制度となっておりますので、引き続き制度の周知徹底を図るとともに、JAや農業法人など関係機関と連携しながら、遊休農地、荒廃農地の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 答弁いただきました。

令和2年度の遊休農地、荒廃農地の面積は約89ヘクタール、令和元年度に比べると約1.2ヘクタールの減少。しかし、これは太陽光発電施設設置による減少であって、農業従事者の高齢化や担い手不足で、これまで耕作されていた農地が耕作されなくなった農地は年々増加。本市農業にとって深刻な課題というのには分かりました。

農地貸し借りの現状も、農業委員会が559ヘクタール、農地中間管理機構が85ヘクタールと合わせて644ヘクタール。私もその中の1ヘクタールに絡んでおります。でも、大変効果的な制度なので、引き続き遊休農地、荒廃農地の解消に役立てていくと理解

できました。

しかし、この制度は、農地を借りてくれる担い手を育て増やさないと、現状を維持できません。

そこで、再問します。

遊休農地、荒廃農地を減らすために、農業の担い手の育成が重要だと思いますが、どのように取り組んでいくのか、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（松村幸治君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 中野議員の一般質問の5問目、農業についての再問、遊休農地、荒廃農地を減らすためには農業の担い手の育成が重要と思うが、どのように取り組んでいるのかについて答弁をさせていただきます。

2020年の農林業センサスによりますと、本市で農業を主な仕事としている基幹的農業従事者数は2,554人で、5年前と比較しますと659人、率にしますと21%減少しており、平均年齢も68歳と、担い手不足や農業従事者の高齢化が深刻化しております。このような中、議員ご指摘のとおり、遊休農地や荒廃農地ができる限り減らしていくためには、農地を有効利用できる農業の担い手の育成が大変重要であると認識しております。

こうしたことから、本市では、農業振興計画に基づき、新規就農者の育成や第1次産業関連企業の誘致など、担い手の確保に向けて様々な施策を推進してきたところです。具体的には、国の農業次世代人材投資事業を軸とし、就農直後の不安定な時期を手厚く支援するため、本市独自の新規就農安定経営支援事業を実施してまいりました。その結果、平成24年度以降では、新たに73名の方が市内で就農され、今年度においても既に11名の方が農業を始められるなど、県内の市町村では最も多い新規就農者数を誇っております。

また、第1次産業関連企業の誘致では、自治体間競争を優位にするため、企業立地促進条例を見直し、優遇措置の要件緩和や拡充などにより、大塚製薬の関連会社であるはーとふる川内株式会社の進出を皮切りに、平成28年度にはイオン徳島あわ農場、昨年度には株式会社トマトパーク徳島、また今年度には株式会社西渕スレート工業所、さらには現在土成町に建設中の株式会社イニチウムなど、多くの第1次産業関連企業が本市に進出しております。

そのほか、本市では、小規模農家や高齢農業者が地域農業の活性化に大きな役割を担っていることから、経営所得安定対策事業や中山間地域等直接支払交付金、また多面的機能

支払交付金など、国や県の支援策に加え、本市独自の支援策である伝統・挑戦・活力の阿波市農業振興事業を推進することで多様な担い手の育成に努めてきたところです。

今後におきましても、農業立市としての強みを最大限に発揮しながら、明日の阿波市農業を育て、そして支えていくため、引き続き農業者をはじめJAなど関係機関と連携を図りながら、農業の担い手の育成に向けた効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 中野厚志君。

○8番（中野厚志君） 本市では、農業振興計画に基づき、担い手確保のため新規就農者の育成、第1次産業関連企業の誘致等の施策を推進してきたということは分かりました。国の施策を軸に、本市独自の新規就農安定経営支援事業を実施、それで新たに73名が本市で就農、今年度も11名が農業を始めた。県内市町村では最も多い新規就農者数を誇っているというところは大変すばらしいと思います。

そのほか、国や県の支援策、本市独自の支援策を推進し、多様な担い手の育成に努めたことは理解できました。引き続き、農業の担い手の育成に努めていただきたいと思います。データだけを見ると非常に悲観的なところもありますが、希望が持てるところもありますので、よろしくお願ひします。

最後に、私の身近な人からの声を発表して、質問を終わりたいと思います。

1つは、第1種農地の件です。山際の鳥獣被害に遭いやすい農地がなぜ第1種農地なのか、できたら撤廃してほしいという声があります。そしてまた、個人がもう第1種農地については手放したいんだけど手放せない。その除外を申請してもなかなか受け付けてもらえない。農協とか老人ホームとか大きな団体はすぐ除外するが、この差は一体何なのか。

それから、2番目として、土地改良区の滞納金が増加している。これはどういう実態を意味するのか。

この2つの件については、またもし機会がありましたら、次の12月議会でしっかりと勉強させていただきたいと思いますんで、よろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松村幸治君） これで8番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後4時02分 休憩

午後4時14分 再開

○議長（松村幸治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、4番後藤修君の一般質問を許可いたします。

4番後藤修君。

○4番（後藤 修君） ただいまから4番後藤修が一般質問をいたします。

早速今回の質問に入りたいと思います。

大枠で4つの質問をさせていただきます。

1問目は新型コロナワクチンについて、2問目は成人式について、3問目は通学路の安全対策について、4問目は医療救護所についてです。

まず、新型コロナワクチンについてです。

阿波市でのワクチン接種のスピードは、他の県下の市町村に比べてもかなり早く進んでいるようです。しかし、ワクチン接種予約、電話予約では、当初予約が殺到して電話がつながりにくい状況が数日続きました。市民の方の中には、100回電話をしてもつながらなかった。多い方は300回電話をしてもつながらなかつたなどのクレームを私自身も十数件受けました。その後、順次改善され、インターネットの代行予約の窓口設置や、年齢層を細分化することで大きい問題もなかつたように伺っています。しかし、2回のワクチン接種で効果を持続するようであれば今回の質問をする意味はないですが、ワクチンそのものの持続性について時間の経過に伴い効果は低下します。

それを表したのがこちらのブースター接種のイメージ図です。（パネルを示す）1回目の接種ではそれほど予防効果は上がりませんが、2回目の接種後10日から2週間で効果が高くなります。しかし、7から8か月で効果は低下し、3回目の接種が必要となるとされています。いわゆるブースター接種です。ブースターは押し上げるという意味で、低下した予防効果を再度押し上げるもので。これを鑑みて、3回目のワクチン接種が先進国の中でも検討、実施され、日本でも政府が3回目のワクチンを確保していると大きく報道されています。3回目の接種が行われる場合、優先順位の高い高齢者の予約方法はどう改善するのか気になるところです。

そこで、今回の質問として、3回目の接種、ブースター接種について、実施する場合の高齢者の予約方法はどのようにするのか、この1点について答弁願います。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 後藤議員の一般質問1問目、新型コロナワクチンについて、3回目の接種、ブースター接種について、実施する場合の高齢者の予約方法はどのようにするのかとのご質問をいただいております。ご答弁させていただきます。

初めに、ブースター接種とは、2回のワクチン接種が完了し、新型コロナによる免疫力がついた人に対して数か月後にもう一度ワクチンを打つことをブースター接種と呼ばれています。

阿波市では、現在実施している新型コロナウイルスワクチン接種の65歳以上の方を対象とした受付予約の際、多くの市民の皆様から電話がつながりにくい、インターネットでの予約の仕方が分からぬといったご意見をいただきました。コールセンターでのオペレーター増員や市職員による市内4か所での臨時受付窓口の実施などにより、一定の改善は図られたものと考えております。

議員ご質問の3回目接種であるブースター接種につきましては、現段階では具体的なスケジュールや使用するワクチンの供給等について国より示されではありませんが、今後スケジュール等が示され次第、阿波市医師会と接種体制を構築するとともに、これまでのワクチン接種の経験を生かし、コールセンターでのオペレーターの増員や市職員による臨時受付窓口の実施をさらに強化し、市民の皆様が安心して受付予約から接種までできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 寺井健康福祉部長から答弁いただきました。

オペレーターの増員や臨時窓口の実施の強化などの取組をしていただけるということで、安心しました。

3回目の接種はまだ先の話と思っていても、忙しいときの時間はあつという間です。新型コロナウイルスとの闘いは振り返れば長期戦となっていますが、医療従事者や皆さんのおかげで阿波市の市民へのダメージは最小限に抑えられています。抜けないトンネルはないと思えるのも、皆さんの頑張りがあるからではないでしょうか。引き続き、新型コロナウイルス感染予防に全力で尽力願います。これでこの項の質問は終わります。

次の質問に移ります。

成人式についてです。

前回の一般質問の放送を見た新成人や新成人の関係者の皆さんから温かい激励の言葉をいただきました。その皆さんのはとんどの方が口をそろえて言われるのが、必要な対策を講じて実施すればいいのではないかという意見でした。繰り返しにはなりますが、前回に引き続きこの質問をさせていただきます。

まず、近隣市町村の成人式開催予定の一覧を見ていただきたいと思います。（パネルを示す）

上板町、令和3年上板町成人式——延期分になります——令和4年1月2日午前に実施。令和4年上板町成人式、令和4年1月2日午後に実施。板野町成人式は、令和4年1月9日に実施。上板町と同様に、1歳下と同日で延期になった成人式を行います。令和3年成人式は9時半から、1歳下の令和4年成人式は午前11時からとなっています。感染対策のため、来賓の数を制限し、保護者の出席は認めない。令和3年の新成人対象者は140人ということです。今後の感染状況によって、写真撮影会だけ行うなどの対応を検討する、再度の延期はしないとなっています。

続いて、吉野川市です。新型コロナウイルスの影響で延期している令和3年の成人式を令和4年1月3日に鴨島町の市アリーナで午前に開く。午後には、同会場で令和4年の新成人の式も開催する。令和3年の対象者は375人、令和4年は373人。県外から参加予定の新成人には、PCR検査キットを送付し検査を受けてもらう。検査費用は660万円です。

続いて、美馬市は、8月14日に開催を延期していた令和3年の成人式を令和4年1月2日に再延期する。県内に注意を促すとくしまアラートが7月11日に発動され、東京都での緊急事態の期間に合わせて、8月15日まで設定されていた第5波、長期警戒期間が22日に延長されたため、対象者283人に案内文を送付するほか、市教育委員会のホームページやケーブルテレビで周知する。また、令和4年成人式について、令和4年美馬市成人式企画運営委員募集のお知らせを市広報に掲載しております。新成人の皆さんのご意見を生かし、当日の式典運営も担っていただく美馬市成人式企画運営委員を募集しております。このような内容のものがありました。

1回延期のところも、1月開催として再度延期はしないようです。近隣の市町の動向は、このようになっています。この内容を踏まえて、今回の質問に入りたいと思います。

質問の1点目、中止になった令和3年成人式を来年1月に開催できないか。

質問の2点目、成人式の代替イベントの内容とスケジュールはどのようにになっているの

か。

質問の3点目、令和4年の成人式のスケジュールはどのようにになっているのか。

以上、3点について答弁願います。

○議長（松村幸治君）　高田教育長。

○教育長（高田　稔君）　後藤議員の一般質問の2問目、成人式について3点質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

まず、1点目の中止になった令和3年成人式を来年1月に開催できないかについて答弁させていただきます。

本年1月2日に開催を予定しておりました令和3年成人式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年の夏に延期し開催に向けて準備を進めておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、県内外から多くの新成人が参加する成人式を開催することや、成人式終了後の多人数での会食等の機会が新たに市内において感染を広げるおそれ、また感染クラスター発生にもつながりかねませんので、中止にさせていただいたところでございます。

仮に来年1月開催予定で、感染症拡大のため式典が中止になった場合、再度ご迷惑をおかけしてしまうことも考慮し、来年1月の開催はできないと前回の議会でも報告させていただいたところであります。

なお、成人者には市長からのメッセージ、恩師からいただいたメッセージ、また記念品を対象者全員に送付させていただいております。

次に、2点目、成人式の代替イベントの内容とスケジュールはどのようにになっているかについて答弁させていただきます。

これも前回の議会でも報告させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症が落ち着き、安全性が確認できるのであれば、写真撮影の機会を設けるなどの代替イベントを実施したいと考えております。写真撮影場所のスペースを市役所またはアエルワ周辺で設け、密にならないよう感染対策を講じながら準備したいと考えております。

全国的に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が21都道府県に、まん延防止等重点措置が12県に、また本県におきましてもステージ4に当たるとくしまアラート・特定警戒が出されている状況下にあり、日程については決定しておりませんが、安全性が確認できる時期に開催したいと考えております。

最後に、3点目、令和4年の成人式のスケジュールはどのようにになっているかについて

答弁させていただきます。

令和4年度成人式につきましては、コロナの影響がなければ令和4年1月2日に開催する予定としておりますが、現在のところ新型コロナウイルス感染症の流行主体が感染力の非常に強いデルタ株となっていることから、今後の感染状況を見極める必要があります。今後、感染症の状況を考慮し、開催が可能と判断できる場合においては、感染対策を十分に講じ、開催に向けた検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 高田教育長より答弁いただきました。

1点目の答弁では、前回同様、感染者の収束の兆しが見えない中の成人式は、新たに市内において感染を広げるおそれ、また感染症クラスター発生にもつながりかねないので、中止させていただきますとの答弁でした。しかしながら、先日の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、希望者への新型コロナワクチン接種がほぼ完了する今年11月頃をめどに、できる限り制約のない日常生活に戻すため、ワクチン検査パッケージを活用した総合的な取組を導入すべきであると提言がありました。

阿波市においても、ワクチン接種歴やPCR等の検査結果を基に、個人が他に二次感染させるリスクが低いことを示す仕組みを考える時期に来ているのではないでしょうか。

美馬市では、先ほども説明させていただきましたが、PCR検査を実施して開催いたします。他の自治体も同様の対策を取って開催すると思われます。また、徳島県でも、今年のお盆は、帰省される方について無料のPCR検査の実施もしております。

さきの質問で見ていただいたブースター接種のイメージ図から見ても分かるように、ワクチン接種の希望者全てに接種が終わる11月末から1ヶ月後の成人式の開催であれば、予防効果はかなり高い位置にあり、感染や重症化のリスクはかなり低くなるのではないかでしょうか。当然ワクチン接種履歴を新成人に求めることは必要になってくると思います。このような対策を講じて開催を検討する余地はあるのではないかでしょうか。再検討をお願いいたします。

2点目の答弁では、代替イベントは、写真撮影場所のスペースを市役所またはアエルワ周辺で設けて、密にならないよう感染対策を講じて準備し、安全確認として緊急事態宣言やまん延防止等重点措置やとくしまアラートなどの明確な判断基準も示していただきました。代替イベント開催だけでも死守していただけるようにお願いいたします。

3点目の答弁では、令和4年の成人式は、今後の感染状況を見極めて検討することでした。近隣市町の動向も注視し、先ほどのワクチン検査パッケージなども含めて実施できるよう検討していただければと思います。

以上でこの質問の項を終わります。

続いて、通学路の安全対策について質問いたします。

6月28日、千葉県八街市八街市立朝陽小の児童5人が重傷した事故が発生しました。八街市によると、今回の現場は、2009年以降に2度PTAからガードレール設置の要望を受けていた。市の担当者は、歩道やガードレールの整備には道路拡幅のための用地買収が必要で、時間がかかる。登下校時間の通行規制を警察に要請したいとしています。

阿波市においては、毎年通学路危険箇所合同点検がなされていますが、それがどのように通学路の交通安全対策に利用されているかが気になるところです。

そこで、今回の質問として、対策一覧表及び対策箇所図はどの程度共有されているのか、また一般市民への開示はしているのかについて答弁願います。

○議長（松村幸治君） 石川教育部長。

○教育部長（石川 久君） 後藤議員の3問目、通学路の交通安全対策についての対策一覧表及び対策箇所図はどの程度共有されているのか、また一般市民への開示はしているのかについて答弁をさせていただきます。

本市におきましても、児童・生徒の通学路の交通安全の確保は重要課題の一つと認識しております。阿波市では、平成24年度より小・中学校の通学路において、毎年通学路危険箇所合同点検を実施しております。今年度も各学校において5月から6月にかけて行っている危険箇所調査に加え、議員も申されましたように、千葉県で発生した通学路の事故を受けて7月に危険箇所の再点検を実施したところ、49か所の点検要望がありました。

また、通学路合同点検は、毎年1回、8月に学校、PTA、警察、道路管理者で実施しております。参加者から専門的、技術的な助言を基に、ハード、ソフト両面から対策を総合的に検討し、より効果的なものとし、通学路の安全性の向上、確保を目指しております。

これらを基に改善ができているかを確認し、未実施箇所については早期に改善できるよう関係機関に要望し、協議を重ね、各学校においては登下校時の安全指導の徹底と安全教育の充実を図るなど、事故防止に努めています。

点検結果や対策内容につきましては、関係機関で認識を共有するため、学校ごとの対策一覧表及び対策箇所図を作成しております、阿波市ホームページにも掲載しておりますので、市民や保護者の皆さんにぜひご覧いただきまして、危険箇所の確認等、交通安全に役立てていただければと考えております。

今後とも、学校、地域、警察、関係機関等と連携、協働して、通学路の安全点検や危険箇所の内容改善を実施し、子どもたちの安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 石川教育部長より答弁いただきました。

毎年の通学路の合同点検に加えて、今年は7月に危険箇所を再点検されていることが分かりました。また、様々な対策もなされていることも分かりました。ありがとうございます。

しかし、阿波市のホームページを見て気になる点が1点ありました。（パネルを示す）

こちらは、通学路危険箇所件数一覧表です。毎年40件以上の危険箇所が上がってきています。その中で、物理的に対策できない箇所について、先ほどの千葉県の事故のように、ガードレールがすぐには設置できない場所などは、阿波市では学校が児童に注意喚起をするとなっている点がありました。令和2年では9件です。千葉の交通事故では、児童は外側線をはみ出すことなく1列で並んでいるところに車が突っ込んでいます。幾ら児童が注意しても、交通事故は起きるのです。できる限り交通事故のリスクを減らすとすれば、危険箇所をもっと多くの人に知ってもらうことも大事ではないでしょうか。例えばせっかくの対策一覧表及び対策箇所図を阿波市ホームページだけに載せるのではなく、学校のホームページにリンクしたり、学校新聞や市広報に2次元バーコードとして掲載し、スマホやパソコンで見れるようにすることで、児童・生徒の保護者や広く一般の市民の皆様にも見ていただき、注意喚起や見守りにつなげることもできるのではないかでしょうか。ご検討いただければと思います。この項の質問はこれで終わりたいと思います。

最後の質間に移ります。

次の質問は、医療救護所についてです。

阿波市の医療救護所は4町に1か所ずつ設けられていますが、今回は一番古い市場町の市場総合福祉センターについてお聞きします。通告では市場公民館も含めていましたが、煩雑になるのでこの部分は省き、市場総合福祉センターの維持管理の状況について伺いま

す。

質問として、市場総合福祉センターは医療救護所となっているが、施設自体はかなり老朽化していることについて答弁願います。

○議長（松村幸治君） 寺井健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺井加代子さん） 後藤議員の一般質問4問目、医療救護所について、市場総合福祉センターは医療救護所となっているが、施設自体はかなり老朽化していることについて答弁させていただきます。

市場総合福祉センターの中核をなす市場老人福祉センターは、老人福祉法の規定に基づき、老人に対し各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及び老人福祉の発展に寄与するために、昭和60年に建築された施設で、築36年が経過しており、施設の老朽化、劣化に伴う修繕が必要な箇所が年々多くなってきています。

本市では、施設ごとに総合管理計画見直しに伴う個別施設計画を立てており、この計画で市場老人福祉センターは、老朽化、劣化に伴う修繕等の対応を行いつつ、適切かつ計画的な維持管理を行うことを方針としております。

市場老人福祉センターは、災害発生時に応急手当てを中心とした医療救護活動を行う医療救護所として利用されており、医療救護所としての運用に支障が出ないよう、今後も引き続き状況把握に努め、総合管理計画見直しに伴う個別施設計画に反映させながら今後適正な維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 後藤修君。

○4番（後藤 修君） 寺井健康福祉部長より答弁いただきました。

施設の老朽化、劣化に伴う修繕箇所が増えていることは承知されていると理解しました。

管理自体は社協がしているので、小規模の修繕は社協がやるべきと思いますが、なかなか予算がないようです。また、修繕箇所があっても、社協が現状利用するには大きな問題にならないような状態なので、放置されているようです。しかし、一旦災害があれば、市が管理する医療救護所となります。医療ができる環境として、照度、照明が、温度、湿度、エアコンが十分機能するかは大きな問題になります。避難所と比べても、医療救護所のほうが環境について悪いようでは、安全・安心な施設とは言えないと思います。同じ敷地内には市場公民館、勤労青少年ホームなどもありますが、阿波市でも最も古い建物にな

ります。そのため、その2施設は避難所にもなっていません。医療救護所と避難所はできればセットになっていることが重要ではないでしょうか。自助、共助を考えれば、避難所に避難された方の力を借りて医療救護所の運営をすることも考えられます。これらの建物の統廃合や今後の維持管理費の削減なども視野に入れていただき、検討していただければと思います。

以上で私の今回の質問を全て終わります。

○議長（松村幸治君） これで4番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日9日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時46分 散会